

要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 (水害・土砂災害)



写真：平成28年台風10号要配慮者利用施設被災状況
岩手県岩泉町（撮影 国土地理院）



施設内の様子



避難経路の様子



意見交換の様子

内閣府（防災担当）
厚生労働省
国土交通省
消防庁
警察庁
気象庁

1. 本事例集について……………	2
2. 対象施設について……………	3
3. 非常災害対策計画の作成のポイント……………	4
4. 【事例1】岩手県久慈市……………	5
5. 【事例2】岡山県備前市……………	33
6. (参考1) 地域連携について……………	58
7. (参考2) 行政の支援体制について……………	59

1. 本事例集について

本事例集の目的

平成29年6月に水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、かつ市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設¹（以下、「施設」とする。）の所有者又は管理者（以下、「施設管理者」とする。）には、避難確保計画の作成が義務づけられました。加えて、施設管理者には、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）により、非常災害に関する具体的な計画（火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情を鑑みた災害にも対処できる計画をいい、以下、「非常災害対策計画」とする。）の作成が求められています（避難確保計画は非常災害対策計画等の既存の計画に含めることも可能としており、以下、特に断りのない限り「非常災害対策計画」には避難確保計画の内容も含む計画を示すこととする。）。

本事例集は、避難確保計画の作成が義務づけられている施設をはじめ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地する施設の管理者が非常災害対策計画を作成する際に参考となるよう、具体的な事例をもとに施設管理者や関係行政機関・有識者等が連携し、非常災害対策計画を作成するポイントや検討の過程をまとめたものです。

本事例集が施設管理者の実効性のある非常災害対策計画の作成に資するとともに、定期的に訓練を実施し、その結果を計画に反映して改善を重ねることで、災害時に施設管理者や入所者等が適切な避難行動をとることができるようになることを期待しています。

また、本事例集では浸水想定区域・土砂災害警戒区域内に立地する高齢者施設における事例を掲載していますが、高齢者施設以外の施設や、浸水想定区域・土砂災害警戒区域が公表されていないものの河川や傾斜地の近くに立地する等、水害や土砂災害の危険性があると考えられる施設においても、施設管理者が非常災害対策計画を作成する際に参考にさせていただくことができます。

なお、非常災害対策計画作成の検討にあたっては、厚生労働省・国土交通省が作成している各種手引き²等に基づいて進めております。

¹ 水防法及び土砂災害防止法では、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する施設のこととしています。

² 国土交通省「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」（平成29年6月）、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」（平成29年6月）、厚生労働省・国土交通省「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（平成29年6月）

本事例集作成に関する経緯と概要

- 平成28年台風第10号による水害で高齢者施設が被災したことを教訓とし、施設管理者による自然災害からの避難に関する非常災害対策計画策定を促進するため、具体的な施設において全国の施設の参考となるような非常災害対策計画の検討・作成を行いました
- 作成にあたっては、施設管理者、関係行政機関³、防災・河川・砂防・福祉分野等の有識者、河川管理者等が一堂に会し、施設内、施設周辺、避難経路等の現地調査や施設管理者が非常災害対策計画を作成するにあたり必要となる情報の解説（災害リスク、避難勧告等の持つ意味や発令のタイミング等）を行うとともに、有識者からの専門的な助言等を受けながら、施設の特徴等を考慮した実効性のある非常災害対策計画について議論を重ねました。
- 次ページ以降では、検討結果だけでなく、非常災害対策計画の作成にあたり、留意すべき点や工夫した点等、検討過程で議論した内容をわかりやすくまとめています。
- なお、本事例集は、必要に応じて事例の追加等の内容の更なる充実を図っていく予定です。

³ 市・県の防災担当部局、民生主管部局、水防及び砂防担当部局、内閣府（防災担当）、消防庁、厚生労働省、国土交通省（地方整備局含む）、気象庁（管轄の気象台含む）

2. 対象施設について

対象施設の概要

- ・以下の施設の関係者の方にご協力をいただき、施設管理者や関係行政機関、有識者等が一堂に会して非常災害対策計画の作成に向けて検討し、事例集としてとりまとめました。
- ・非常災害対策計画の作成にあたっては、入所者等の人数、対象災害とそのリスク等の特徴を考慮する必要があります。

施設名 (所在地)	施設種別	入所者	対象災害	災害リスク	備考
ひだまり (岩手県久慈市)	高齢者グループホーム	9名 ※平成29年8月時点	洪水	・施設は中小河川に近接して立地しており、同河川が氾濫した場合は1.0～2.0m未満の浸水が想定されている。 ・建物が1階建てであり、浸水した場合に施設内に留まることは人的被害のリスクが高い。	・浸水想定区域やハザードマップが公表されている。 ・市町村地域防災計画に位置付けられており、避難確保計画の作成が義務付けられている。
備前多聞荘 (岡山県備前市)	盲養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	60名 ※平成29年8月時点	土砂災害	・土砂災害警戒区域（土石流）内に立地している。	・土砂災害警戒区域やハザードマップが公表されている。 ・避難確保計画の作成は義務付けられていないが、非常災害対策計画を作成することとなっている。

現地調査の様子（施設内）



現地調査の様子（施設周辺）



盲養護老人ホーム・
特別養護老人ホーム
備前多聞荘
(岡山県備前市)



高齢者グループホーム
ひだまり
(岩手県久慈市)

現地調査の様子（避難経路）



現地調査の様子（避難場所）



※兵庫県の特別養護老人ホームにおいても、非常災害対策計画を検討中であるため、作成次第本事例集に追加します。

3. 非常災害対策計画の作成のポイント

「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）平成29年6月」（国土交通省）に準拠して作成された「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊」では、避難確保計画の作成にあたり、以下のステップで検討することが紹介されています。

- | | |
|------------------------------------|------------------------------|
| ステップ1 施設周辺の 水害危険性を知る | ステップ4 施設利用者の命を守るための役割分担を決めよう |
| ステップ2 防災情報の収集・伝達の体制を整えよう | ステップ5 施設利用者の命を守るための備えをしよう |
| ステップ3 施設利用者を安全に避難誘導する体制を作ろう | ステップ6 防災に関する教育や訓練を実施しよう |

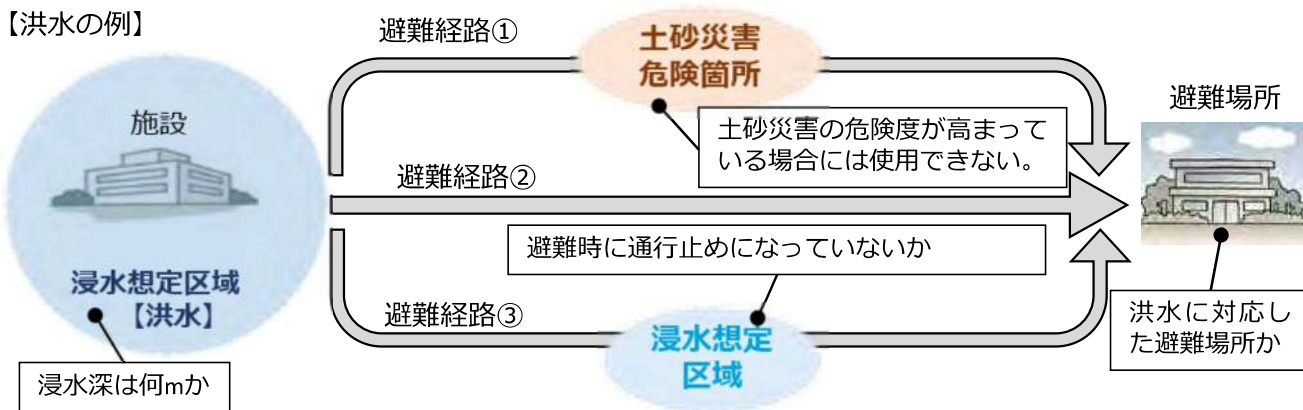
本事例集では、具体的な施設での検討を通じて、上記のステップで施設が非常災害対策計画を作成するにあたり、特に関係行政機関や有識者等の知見が必要となった、ステップ1「施設周辺の水害危険性を知る」、ステップ2「防災情報の収集・伝達の体制を整えよう」、ステップ3「施設利用者を安全に避難誘導する体制を作ろう」のうち、災害リスクを理解し、どこへ、どのような手段で、どのタイミングで避難するかについて、留意すべき点や工夫した点等、検討過程で議論した内容をわかりやすくまとめました。

※土砂災害についても作成のポイントは変わりません。

Point1 施設の災害リスクを把握し、避難方法を検討する

- ハザードマップや過去の浸水実績等を活用して、施設周辺や避難経路等の災害リスクを把握し、指定緊急避難場所（以下、避難場所とする）、避難手段、避難経路を検討します。
- 避難場所は洪水や土砂災害等、災害の種別により指定されていることに注意しましょう。

【洪水の例】



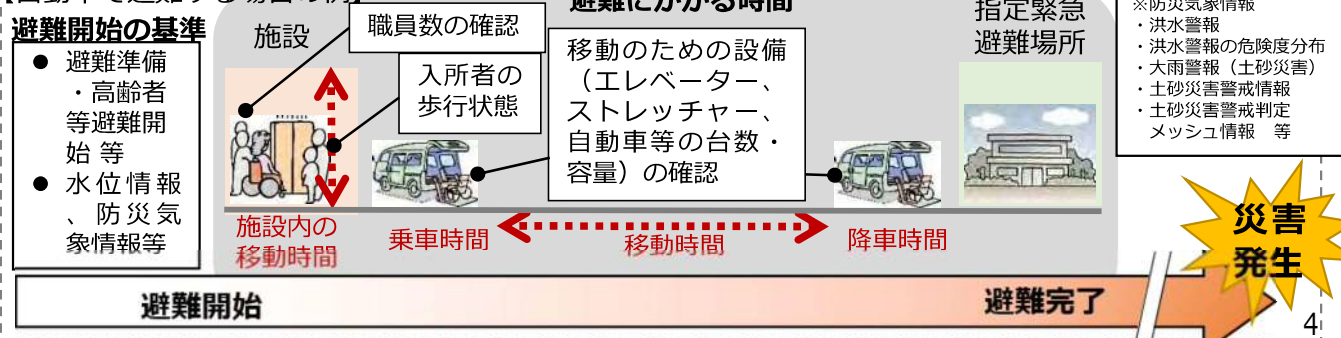
Point2 避難にかかる時間の算出

- 避難にかかる時間を、入所者の症状、職員数や設備等の施設の状態を踏まえて算出します。
- 日中と夜間では対応できる職員数が違う等、様々な条件を想定して避難にかかる時間を算出し、避難の具体的な方法を検討します。

Point3 避難開始のタイミングの確認

- 災害発生のおそれが高まった際に、市町村から、要配慮者の避難開始を意味する「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されます。「避難準備・高齢者等避難開始」の発令のタイミングを行政に確認し、避難にかかる時間を踏まえ、発令から災害発生のおそれが高まるまでに避難が完了するかどうかを確認します。
- 間に合わない場合は、避難にかかる時間を短縮するための方法等について検討を行いましょう。避難にかかる時間を短縮するための方法としては、日頃から避難訓練を繰り返し実施したり、他施設の協力を得て支援体制を確立すること等が考えられます。
- 施設管理者は、リアルタイムで発信される洪水予報・水位到達情報等の河川情報や防災気象情報※を自ら把握し、早めの避難措置を講じる必要があります。「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難しましょう。安全に避難できるように早めに行動することが重要です。

【自動車避難する場合の例】



4. 【事例1】岩手県久慈市

高齢者グループホームひだまり（岩手県久慈市）

□施設の概要

○建物：1階建て

○入所者数：9名

平常時の歩行状態 自立歩行6名、車椅子3名、

避難時の歩行状態 自立歩行2名、歩行（要介護）3名、車椅子4名

* 入所者は記憶障害、認知能力の低下、幻覚、不安感、喪失感、焦燥感等の症状があるため、避難場所まで自動車で移動する。

○職員数：11名

※平成29年8月時点

□施設周辺の災害リスク

- 当該施設は水位周知河川である久慈川沿いに立地しており、久慈川に関する浸水想定区域及びハザードマップが公表されている。当該施設は浸水想定区域内に立地（浸水深は1～2m未満）しており、1階建てであることから、浸水による人的被害のリスクは極めて大きい。
- 浸水想定区域以外にも、過去の台風等で浸水実績のある区域等の避難時に通行止めになるおそれのある道路が多数存在し、避難経路の選定には注意が必要。



平成28年台風第10号災害時の避難の様子（元気の泉）

□従前の検討状況

- 当該施設では従前から水防法に基づく避難確保計画を作成していた。一方、過去の浸水実績等を踏まえた避難経路上の災害リスクや、避難にかかる時間等を踏まえた避難開始のタイミング等については、改善の余地があった。
- 施設の運営推進会議を設置しており、町内会長、民生委員、警察、家族、利用者、久慈市が運営推進委員として参加し、避難時における地域との連携について話し合っている。
- 同じ系列の3施設合同での水防避難訓練を実施し、避難行動に関する検証を行っている。
※岩手県内で甚大な被害を及ぼした平成28年第10号台風時には、避難場所の「元気の泉」に避難を行った。



4. 【事例1】岩手県久慈市

Point1 施設の災害リスクを把握し、避難方法を検討する

ハザードマップ等から避難場所や避難手段を検討する

【避難場所の確認】

- ✓ ハザードマップや市のホームページ等から施設周辺の避難場所を確認した（※避難場所は災害種別毎に指定されていることに留意）。



102400659

久慈市防災計画

番号	施設名	指定緊急避難場所					避難場所の特徴
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	
①	久慈中学校	×	●	—	●	—	どちらも施設から近いが、浸水区域内にあり、洪水の避難場所に指定されていない。避難場所①は「近隣の安全な場所」として活用することは考えられる。 (避難場所②は1階建てのため、「近隣の安全な場所」として考えない)
②	栄町町民会館	×	●	—	●	—	
③	天神堂公民館	●	●	—	●	—	浸水区域外にある避難場所の中では施設から最も近いが、スペースが大きくないため、周辺の住民が避難した場合に入れないおそれがある。
④	寺里公民館	●	●	—	●	—	—
⑤	元気の泉	●	●	●	●	●	他の避難場所に比べて遠いものの、福祉避難所にも指定されており、ベッドや布団等があるため、発災後の避難生活を考慮すると、他の避難場所と比較して入所者への負担が少ない。
⑥	久慈東高等学校	●	●	—	●	—	—

【検討結果（避難場所）】

- ✕ **避難場所①②**は洪水の避難場所に指定されていないことから避難先としては適さない。なお、避難場所①は事態が切迫した場合には「近隣の安全な場所」として避難することも考えられるが、エレベーターがなく階段を登らないといけないため、入所者の歩行状態や階段を登る時間等を考慮し、浸水想定区域外への避難を優先した。

- ◎ **避難場所⑤**は施設からは遠いが、福祉避難所に指定されていることから、避難生活時の**入所者への負担を考慮し**、最優先に考える避難場所とした。

- **避難場所⑥**は避難場所⑤が満員で入れなかった場合に使用することとした。

- **避難場所③④**は逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、避難場所⑤⑥まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合に使用することとした（避難場所④は③が満員だった場合を想定）。

【検討結果（避難手段）】

- 入所者の症状から避難場所③④⑤⑥まで徒歩で移動することは不可能であるため、**自動車**で避難する。

4. 【事例1】岩手県久慈市

Point1 施設の災害リスクを把握し、避難方法を検討する

ハザードマップ等から避難時に通行できる避難経路を検討する

【避難経路の浸水実績の確認】

- ✓ 避難場所は「元気の泉」として検討する※。
- ✓ 施設から避難場所までの避難経路は、以下の4ルートが検討に挙げられた。



【避難経路①】

平成28年台風第10号の際に、実際に避難した経路である。ただし、道路沿いに用水路があり、幅員は狭く、周辺よりも道路が低い。**平成28年台風第10号時は膝下程度まで浸水していた。**

【避難経路②】

避難経路①の危険箇所を避けており、幅員も広い。ただし、**内水浸水実績範囲を通過する。**

【避難経路③】

川沿いを通るが過去に浸水した実績がある箇所は通行しない。内水浸水実績範囲が浸水した際は**水防活動により通行止め**となる。

【避難経路④】

遠回りではあるが、過去に浸水等により通行止めを実施した箇所を通行せず、通行止めとなる可能性は低い。

※この他、各避難場所についても避難経路の検討を行った。

【避難経路の比較】

- ✓ 避難経路①②は避難場所までの距離が短い、浸水実績箇所等を通行する。
- ✓ 避難経路③は避難場所までの距離は避難経路①②よりも長く、避難経路④よりも短い。内水浸水実績範囲が浸水すると水防活動により通行止めになる。
- ✓ 避難経路④は避難場所までの距離が最も長い、通行止めとなる可能性は低い。



【検討結果】

- ✗ **避難経路②**は過去に何度か浸水した実績があり、避難時は通行できないおそれがあるため、避難経路として適さない。
- ✗ **避難経路③**は避難経路②の内水浸水実績範囲が浸水すると水防活動により通行止めになり、避難時は通行できないおそれがあるため、避難経路として適さない。
- △ **避難経路①**は平成28年台風第10号以外では過去10年間浸水していない。距離がもっとも短く、施設から見通しが良い。浸水していないことを確認できれば避難路として使用する。
- **避難経路④**は距離は長いものの、早めの避難であれば避難経路上の災害リスクは低いいため避難経路として使用する。

4. 【事例1】岩手県久慈市

Point 2 避難にかかる時間の算出

避難行動・条件を細かく整理し、避難計画表を作成

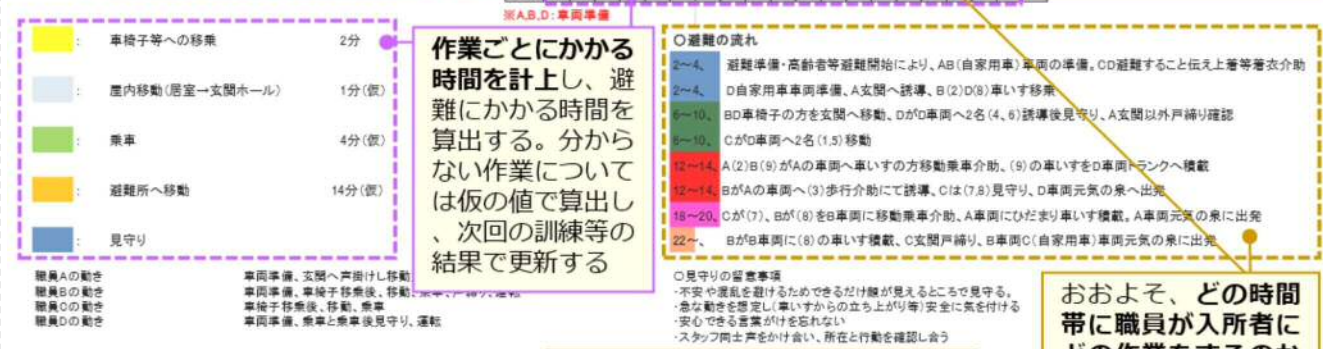
日中と夜間で職員数等の条件が異なるため、それぞれについて避難にかかる時間を算出する。

【避難計画表の作成①（立退き避難・日中）】

✓ 入所者に増員や変更があれば計画表を更新する。

〈立退き避難・日中の場合〉

所要時間：約36分



【検討結果】

➢ 日中は入所者9名に対して、職員が4名おり、移動のための自動車を3台使用できることなど、避難支援の体制が充実していることから、避難開始から避難完了の所要時間は約36分であった。

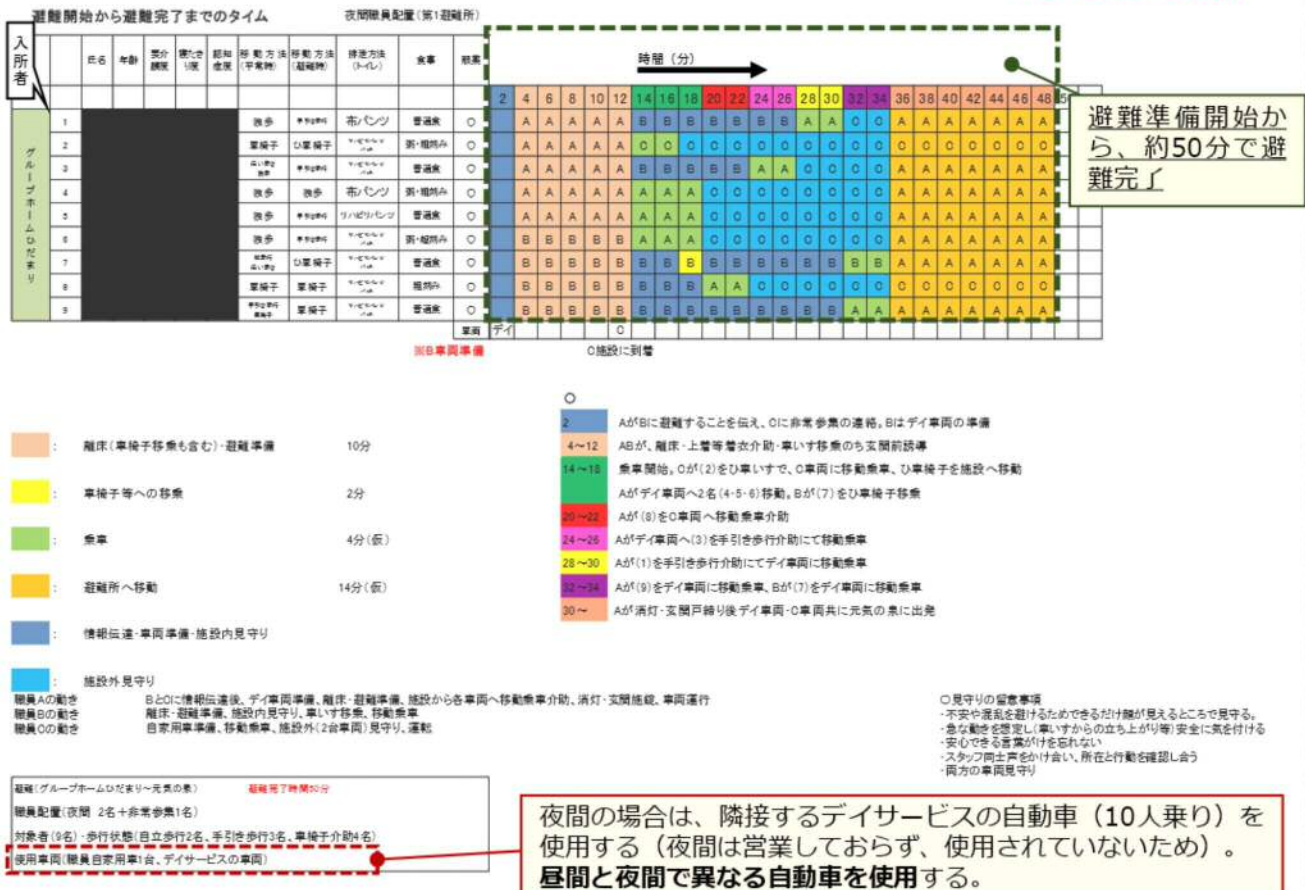
4. 【事例1】岩手県久慈市

Point 2 避難にかかる時間の算出

避難行動・条件を細かく整理し、避難計画表を作成

【避難計画表の作成②（立退き避難・夜間）】

〈立退き避難・夜間の場合〉
所要時間：約50分



【検討結果】

- 夜間では避難にかかる時間は約50分であった。
- 参集するまでは2名で対応し、参集後には3名体制で対応する。
- 夜間は隣接するデイサービスの自動車（10人乗り）を使用して避難するため、少ない職員で避難することが可能。

4. 【事例1】岩手県久慈市

Point 3 避難開始のタイミングの確認

避難にかかる時間を踏まえ、避難が完了するかどうかを確認する

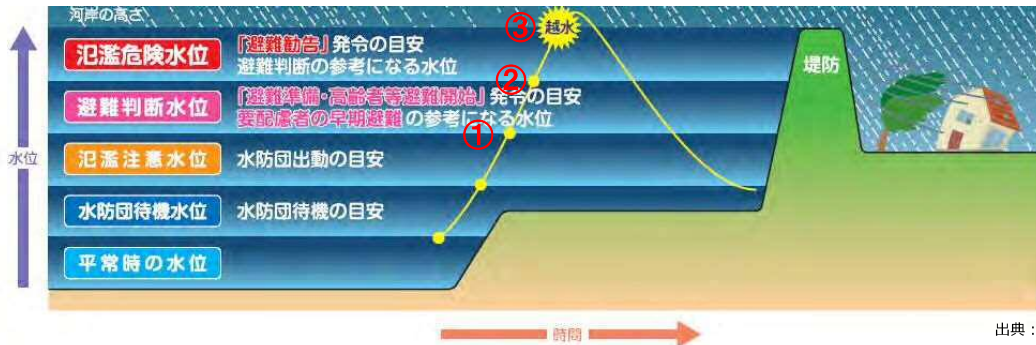
【避難開始から完了までにかかる時間】

- ✓ 避難にかかる時間は日中約36分、夜間約50分であった。
- ✓ 河川管理者や久慈市の防災担当部局等に相談の上、久慈市から発令される「避難準備・高齢者等避難開始」からの避難開始で避難が完了するかどうかを確認します。

【行政の「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の考え方を確認】

- ✓ 河川管理者から氾濫危険水位等の設定について確認する。
- ✓ 久慈市から発信される避難勧告等に関する情報について確認する。

洪水等に関する情報



避難勧告等に関する情報

久慈市の避難情報の発令基準（洪水）

- | | | |
|---------------|------------------------------|----------------|
| 避難準備・高齢者等避難開始 | ：①避難判断水位に到達しさらに、水位上昇が見込まれるとき | （生出町観測所：3.1m） |
| 避難勧告 | ：②氾濫危険水位に到達したとき | （生出町観測所：3.4m） |
| 避難指示（緊急） | ：③堤防天端高に到達するおそれが高い場合 | （八日町観測所：5.53m） |

避難勧告等の発令の考え方と水位が堤防天端高に到達するまでの時間を確認

- ✓ 久慈川（生出町観測所）が氾濫危険水位を超過した事例は過去10年間で2事例あった。
- ✓ 上記2事例について、河川管理者から水位や降雨データの提供を受けて整理した。その上で、久慈市の避難勧告等の発令基準に基づき、避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合に、水位が堤防天端高に到達するまでの時間がどの程度あるかを確認した。

①平成28年台風第10号

平成28年台風第10号災害時において久慈川の水位上昇が急であり、「避難準備・高齢者等避難開始」の基準である避難判断水位から堤防天端高まで約2時間であった。

②平成18年10月出水

平成18年10月出水の水位上昇の速度は、平成28年台風第10号災害時よりもさらに緩やかだった。



【検討結果】

（行政の「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の考え方と、発令から水位が堤防天端高に到達するまでの時間を確認）

- 久慈川が氾濫危険水位を超過した過去の2事例を確認すると、水位上昇の速度が大きかった平成28年台風第10号災害時においても、「避難準備・高齢者等避難開始」の基準である避難判断水位から堤防天端高に到達するまで約2時間であった。

（施設における避難開始のタイミングの確認）

- 避難にかかる時間は日中約36分、夜間約50分であり、「避難準備・高齢者等避難開始」からの避難開始で時間的な余裕をもって避難を完了することができることから、「避難準備・高齢者等避難開始」により避難を開始することとした。ただし、夜間は職員数も少なく、入所者が睡眠導入剤を服用している等、入所者の状態も日中とは異なるため、想定外の事態が発生すると対応が遅れるおそれがあることから、夜間に避難をする場合は、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたらすぐに避難開始できるよう、久慈川（生出町観測所）が氾濫注意水位を超えた際は職員の参集や入所者の離床等の避難準備を開始することとした。

※「避難準備・高齢者等避難開始」は水位情報以外に、台風の接近が予想される場合等で発令されることがあり、また、予測が困難な大雨等が発生した場合には夜間に発令されることがあるため、その場合にも避難を開始することが必要となる。

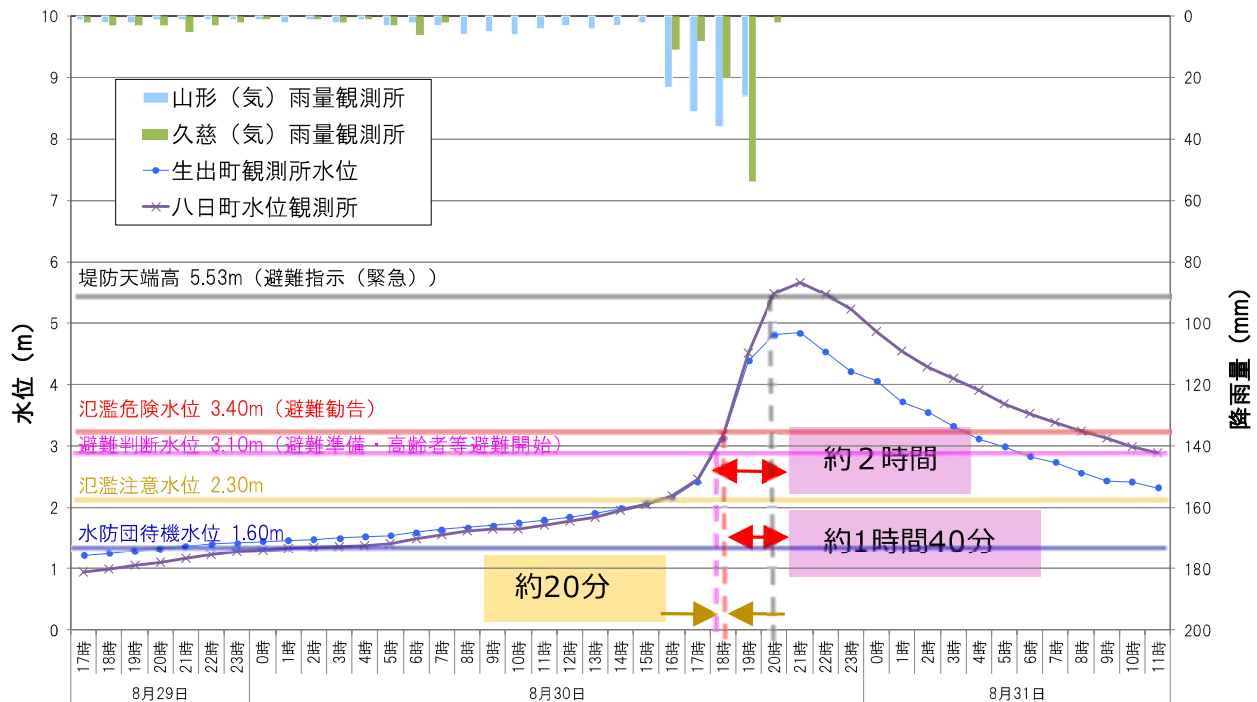
※「避難準備・高齢者等避難開始」が発令される前に気象情報等（P4参照）により施設管理者が自ら危険と判断した場合は避難を開始する必要がある。

4. 【事例1】岩手県久慈市

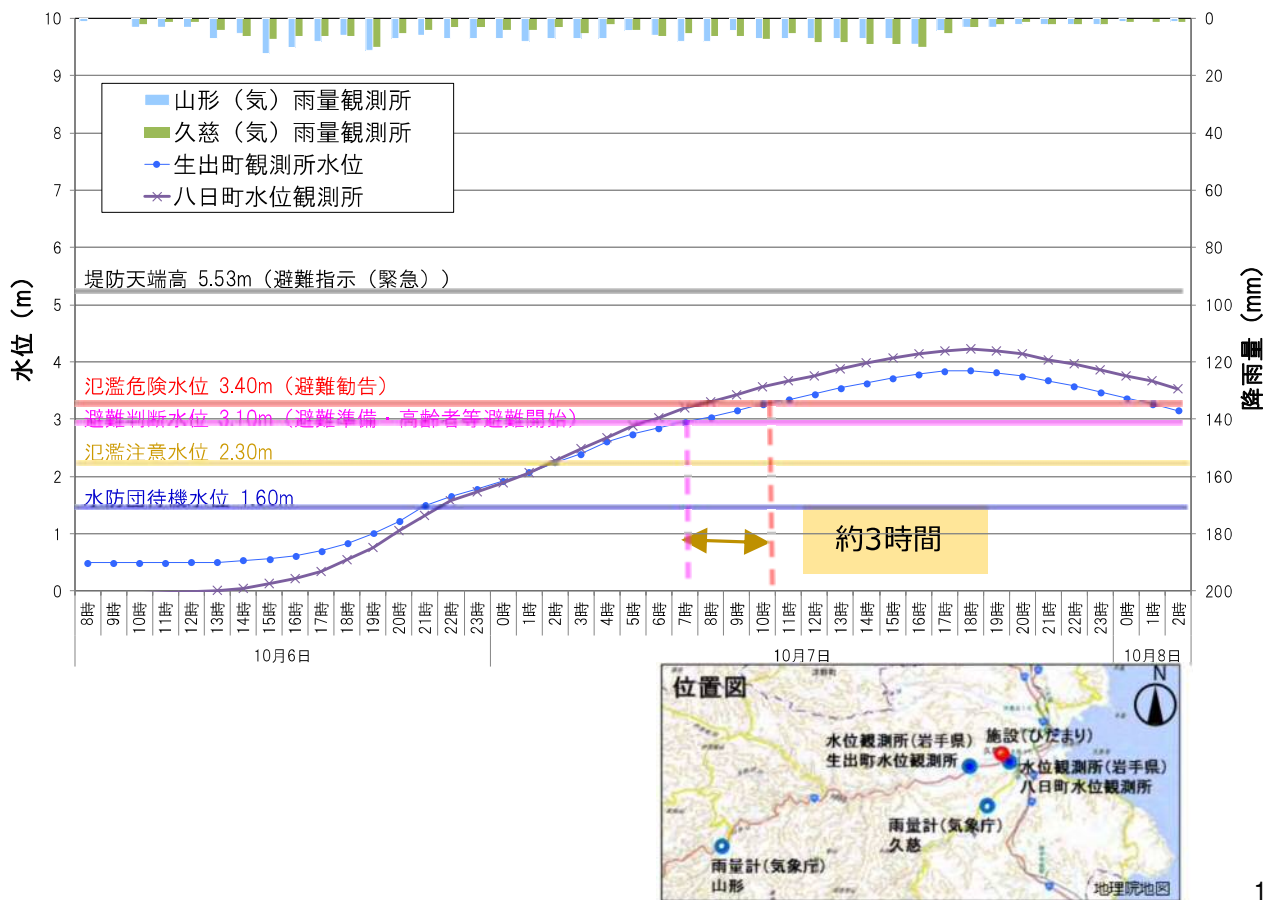
Point 3 避難開始のタイミングの確認

過去10年間で久慈川が氾濫危険水位を超過した2事例の水位の状況

①平成28年台風第10号



②平成18年10月出水



特定非営利活動法人 ファミリーサポートおひさま

グループホームひだまり 洪水時の避難確保計画

2017年 8月 作成

第1章 総則

第1節 計画の目的、運用範囲

（目的）

第1条 この計画は、水防法第15条の3の規定に基づき、特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさま運営、認知症対応型共同生活介護グループホームひだまりは要配慮者利用施設として利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

（諸規定との関係）

第2条 消防計画に準じ、要配慮者利用施設に関し必要事項について、施設管理者及び防火管理者とともに定めるものとする。

（計画の適用範囲）

第3条 この計画は、当法人に勤務する者、利用者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

第2節 水防管理者の業務及び権限

（水防管理者）

第4条 水防管理者は、防火管理者及び施設管理者が兼務し、計画実施に関するすべての事務を行うものとする。

2 水防管理者不在時の代理者を予め指名する。

（水防管理者の権限及び業務）

第5条 この計画について、水防管理者は一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 自衛水防組織の設置
- (2) 洪水時の避難確保計画の作成及び変更
- (3) 緊急通報、避難訓練計画及び実施
- (4) 日頃から気象情報の収集に努める
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始が発令された時点で、迅速な避難を指示する
- (6) 受け入れ先避難所へ連絡し状況を確認する
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 建築物、施設等の点検検査の実施及び監督
- (9) 水防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (10) 避難時の火気の使用または取扱いに関する指導及び監督
- (11) 避難時の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (12) 管理権原者に対する助言及び報告
- (13) 水害防止対策の推進
- (14) その他水害防止業務執行のため必要な業務

（市への報告等）

第6条 水防管理者は、水防管理業務の適正な執行を図るため久慈市（消防防災課）との連携を密にし、次の業務を行うものとする。

- （1）洪水時の避難確保計画の提出
- （2）建築物及び諸設備の設置または変更の事前協議並びに法令に基づく諸手続き
- （3）水防用設備の点検及び水害予防上必要な検査の指導要請
- （4）水防用設備の点検結果の報告
- （5）教育訓練の指導要請
- （6）その他法令に基づく報告及び水防管理について必要な事項

第2章 洪水等避難時に関わる施設遵守事項

（施設の遵守事項）

第7条 施設の設備等は避難者の妨げにならないよう、次の事項を遵守するものとする。

- （1）避難のために利用する廊下、避難口等には設備を設置したり、物品を置かないものとする。
- （2）床面は、避難時に障害が発生しないように維持すること。
- （3）避難口等に設ける戸は、容易に開錠でき、かつ解放した場合には廊下等の有効幅員を確保できること。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 9名	昼間 4名	休日 (平日と同じ)	休日 (平日と同じ)
夜間 9名	夜間 2名		

4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ 久慈市に洪水注意報発表 ➢ 久慈川(生出町地点)氾濫注意水位超過	注意体制確立	気象情報・水位情報等の情報収集	統括・情報チーム
		職員の参集(夜間の場合)	統括・情報チーム
		使用する資器材の準備(夜間の場合)	避難準備チーム
以下のいずれかに該当する場合 ➢ 久慈市栄町に避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➢ 久慈川(生出町地点)避難判断水位超過※ ➢ 久慈市に洪水警報発表※ ※「避難準備・高齢者等避難開始」の発令により避難を開始する。ただし、「久慈川(生出町地点)避難判断水位超過」「洪水警報発表」になった場合は警戒体制を確立し、避難準備を開始する。「避難準備・高齢者等避難開始」が発令される前に気象情報等により危険と判断した場合は避難を開始する。	警戒体制確立	気象情報・水位情報等の収集	統括・情報チーム
		使用する資器材の準備	避難準備チーム
		保護者への事前連絡	統括・情報チーム
		周辺住民への事前協力依頼	統括・情報チーム
		要配慮者の避難誘導	避難誘導チーム
以下のいずれかに該当する場合 ➢ 久慈市栄町地区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ➢ 久慈川(生出町地点)氾濫危険水位超過	非常体制確立	要配慮者の避難誘導	避難誘導チーム

- ・表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。
- ・「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。
- ・要配慮者の避難誘導の際に全職員も同時に避難することとする。
- ・夜間に氾濫注意水位(生出町地点)を越えた場合は注意体制を確立し、職員を1名を参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。

5. 情報収集・伝達

(1) 情報収集

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ インターネット ➢ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/) ➢ 「久慈市に発表されている気象注意報・警報」 http://www.jma.go.jp/jp/warn/f_0320700.html ➢ 【参考】「大雨警報（浸水害）の危険度分布」 http://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html ➢ 【参考】「洪水警報の危険度分布」 http://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html ➢ 【参考】その他、台風情報等
水位到達情報 水位情報	久慈市防災メール（登録制） インターネット ➢ 「岩手県河川情報システム」の久慈川の水位到達情報発表状況 ➢ 「岩手県河川情報システム」の久慈川の水位観測所の水位
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、避難所の開設状況	防災行政無線 テレビ ラジオ インターネット ➢ 久慈市のサイト (http://bousai.city.kuji.iwate.jp/index.aspx) 久慈市の避難情報に係る緊急速報メール

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

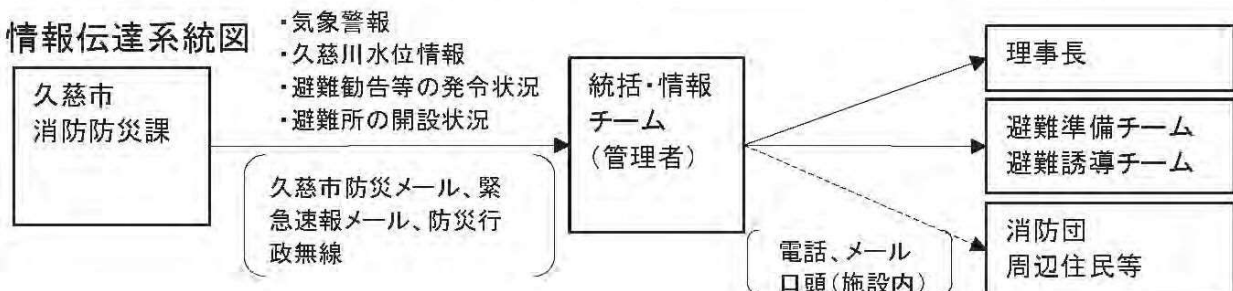
※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

① 「施設内緊急連絡網」に基づき、電話、メール等を用いて、体制の確立状況、気象情報、水位情報、避難の開始等の情報を施設内関係者間で共有する。

② 市町村への連絡先は「久慈市消防防災課」とする。

情報伝達系統図



6. 避難誘導

(1) 避難先

避難先は指定緊急避難場所とする。（当施設周辺の浸水深は1～2m未満であり、屋内安全確保は危険であるため、立退き避難とする。）

避難場所(1)の元気の泉に避難するが、元気の泉が満員であった場合は避難場所(2)久慈東高等学校に向かう。

逃げ遅れや、激しい雨が継続するなどして、避難場所(1)まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所(3)(4)のいずれかに避難する。（浸水区域外への移動を優先する）

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「P3 避難経路図」のとおりとする。

避難場所(1)元気の泉への避難経路は避難経路①を使用する。

日中で、避難経路②が浸水していないことを確認できた場合は、避難経路②を使用する。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所(1)	元気の泉	2700m	車両 2～3台
避難場所(2)	久慈東高等学校	3800m	車両 2～3台
避難場所(3)	天神堂公民館	500m	車両 2～3台
避難場所(4)	寺里公民館	1700m	車両 2～3台
屋内安全確保	-		

(指定緊急避難場所)



7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	テレビ1台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話1台、乾電池10個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗2枚、携帯電話1台、携帯電話用バッテリー1個、懐中電灯2台、乾電池10個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具9人分、ホッカイロ
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、血圧計、体温計、パルスオキシメーター
その他	ウェットティッシュ100枚、ゴミ袋50枚、タオル20枚、ディスポーザブル手袋、雨具

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■ 防災に係る研修

毎年5月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全従業員を対象に避難誘導に関する研修を実施する。

■ 防災訓練

毎年7月に新規採用の従業員を対象として避難誘導に関する訓練を実施する。毎年7月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

9. 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年5月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年7月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第7項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

10. 避難後の対応

(1) 入所者様等の安全確認

① 点呼

避難場所に着いたら、直ちに、点呼により、入所者様等の安否及び状況等確認する。避難中に、はぐれたりした者がいないかなどを確認する。

② ゼッケン等の着用

避難場所では、被災地区から多くの方が集まって来ていることから、当施設からの避難者であることが一目で分かるように、名札等で混乱を防止するための措置をとる。(布ガムテープに油性マジックで施設名・氏名・留意(簡単な)点を記入して胸のあたりに貼る)

(2) 避難場所での対応

① 避難者のケガの有無、体調、気分がすぐれない者がいないか等の状況を確認する。ケガ等に対しては応急的な措置を施し、病院での診察・診療等が必要と思われる者については、看護師(スタッフ)の指示のもと、病院への搬送を行う。

② 健康管理として、被災による精神的ショックや環境の変化、慣れない避難生活などで、入所者様は体調を崩すことが予想される。こまめに健康チェックを行い、健康管理を強化する。万が一、体調を崩した者が出た場合には、必要な応急措置を行い、受け入れ可能な医療機関等へ受診・入院等の協力を依頼する。

③ 受け入れ先の避難場所職員や他施設の職員との協力は不可欠であることから、お互いの入所者の状態を共有し、安心して安全に過ごせるよう努める。
(想定される避難場所職員と他施設職員とは日頃より、個人情報保護に関し、共通認識しておくことが必要である。)

④ メンタルヘルス対策

災害の被災者は、個人差があるにしても、恐怖や不安感、無力感が強くなってくる。環境への適応能力が低い場合には、パニックをおこしやすくなるため、適切な配慮が必要。

(ア) 入所者様の心のケアの実施

災害が大きい場合等、被災による精神的ショックや、避難生活の長期化によるストレスが、心的外傷後ストレス障害になる可能性も大きく、精神科医等専門家による早い時期からのケアが必要と思われる。

(イ) 施設職員のケアの実施

入所者様の安全を確保するためには、施設職員全体が健康でなければならず、過酷な条件下での過重労働を未然に防ぐためにも、外部からの支援を早めに受入れ、交代制で対応する体制を確立して、職員も休養できる体制作りが必要である。

また、職員自身やその家族が被災者であることも多いため、心のケアを行う事も大切であり、管理者は職員の情報も入手しながら配慮する。

④ 家族等への連絡・引継ぎ

被害情報等に基づき、施設の復旧の見通し、入所者様の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。

引継ぎに際しては、引き取りに現れた家族等に直接引き渡すとともに、必ず引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を残す。

⑥ 市町村への連絡

市町村に避難の状況（避難場所・避難した人員等）を連絡する。

（避難完了者、負傷者、要救助者等について具体的な数字を踏まえて正確に把握）

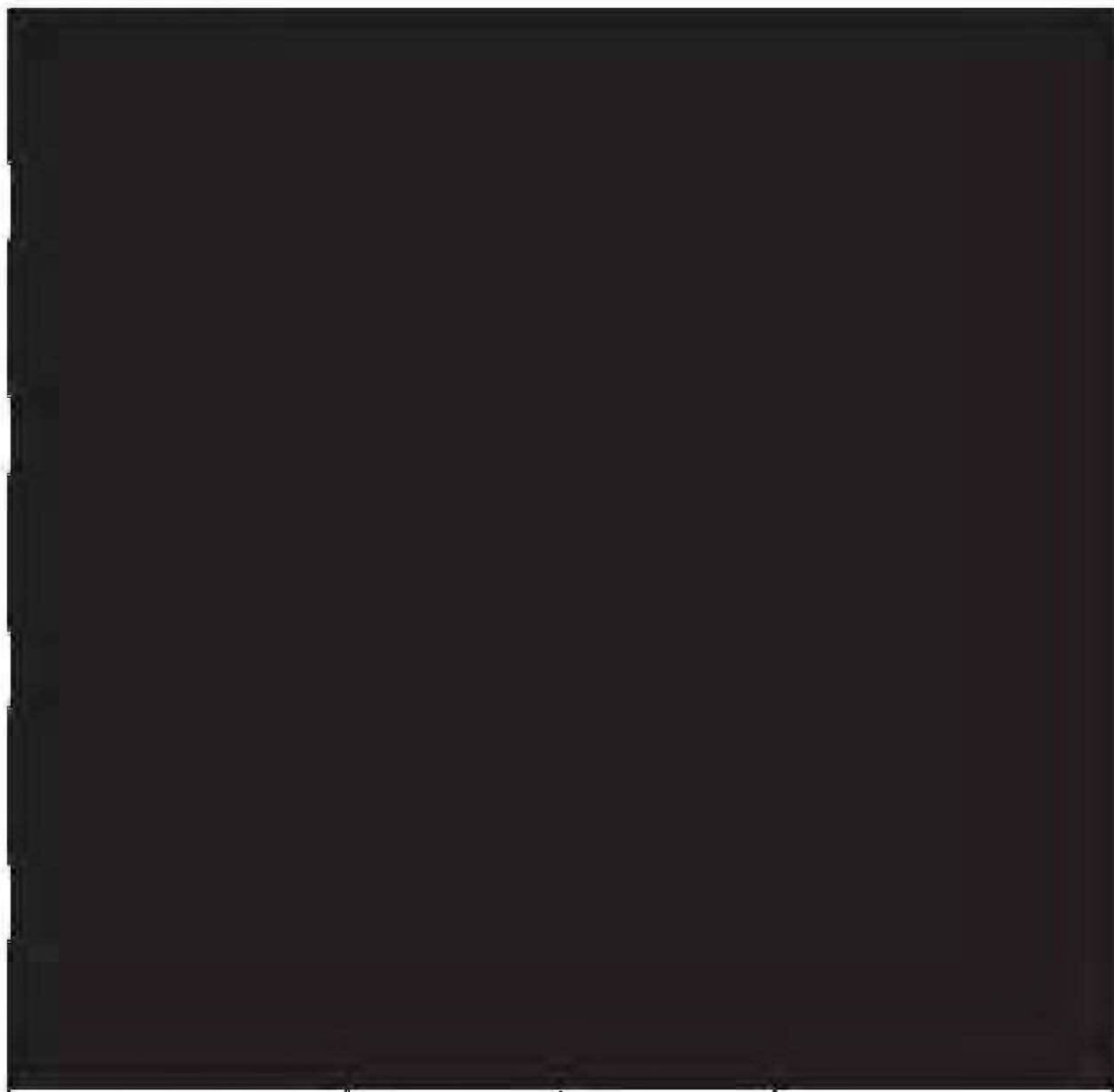
（3）被災後の安全確認

- ① 速やかに障害物の除去等被災後の片付けを行い、必要に応じ応急修理、危険箇所への立入禁止措置など、安全対策を講じる。
- ② 施設に異常が認められる場合は、専門家による応急危険度調査等を実施し、安全性の確認を行う。（地面の崩落の危険、建物の傾斜など）
- ③ 浸水等により施設内が汚染された場合には、清掃に加え防疫薬剤の散布等、衛生管理上必要な措置を講じる。
- ④ 電気、ガス、水道等のインフラ施設の機能・安全性を確認する。特に、電気系統の設備に浸水被害があった場合には専門業者による点検で安全が確認されるまでは、通電、作動は行わない。

（4）施設が使用不能の場合

- ① 入所者様のご家族等で被災を免れた方がいる場合
状況を説明して、家族等へ引き継ぐ。
- ② 入所者様のご家族等も被災している場合
他の社会福祉施設等で受け入れてもらえるように依頼する。
※受入先となる福祉施設や医療施設等とは、スムーズに受入れがすすむように平常時から協力関係を構築しておく。

11. 緊急連絡網



12. 外部機関等への緊急連絡先一覧表

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村（防災担当）					
市町村（福祉担当）					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					
元気の泉					

13. 防災体制一覧表

水防責任者(水防隊長) 【法人理事長】

水防管理者(副隊長) 【防火管理者・各施設管理者】

	平常時の任務	防災体制確立後の対応
統括・情報チーム 【各管理者及び 総括主任】	(1) 防災情報確認に基づき体制を整える (2) 消防隊、関係機関への事業所の情報提供により指示を仰ぐ	水防隊長の指示により必要な情報を収集・伝達
避難準備チーム (体制確保) 班長 【各施設チーム リーダー】	(1) 統括・情報チームの指示に従って各職員に連絡 (事務員と連携) (2) 防災体制確立 町内居住の職員から連絡網による連絡 必要な場合 町内会長・民生児童委員・施設運営推進委員への協力要請を行う (隊長及び副隊長が要請)	(1) 担当区域の点検見回り (2) 被害防止措置をとる (危険度の確認・報告) (3) 危険箇所を確認した場合、副隊長等と連携をとりながら補強等の指示
避難誘導チーム 班長【各施設 介護福祉士の中から 定める】 担当【介護員及び 送迎員(運転手)】	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	(1) 防災体制を確立した際の伝達に先立ち、出入り口等の配置につく (2) 警戒体制が確立した場合の伝達に伴い避難誘導を行う
応急救護チーム 班長 【各施設看護師】 担当 【応急手当普及員】	(1) 応急救護所の設置 (2) 負傷者の応急処置 (3) 救急隊との連携及び情報の提供 (4) 病院への搬送	(1) ご利用者様の体調確認 (2) 健康状態に合わせた対応指示 (体調不良者への付き添い) (3) 危険箇所の補強等を行う (4) 避難通路の確保
炊き出しチーム 【栄養士及び調理員】	状況に応じて稼働 (1) 水・食材・燃料の確保(在庫確認)	何時でも稼働できる体制をとる

別添 「自衛水防組織活動要領」

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1） 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2） 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、チームを置く。

（1） 班は、統括・情報、避難準備、避難誘導、応急救護、炊き出しの各チームを置き、チームリーダーを置く。

（2） 各チームの任務は、洪水時の避難確保計画の防災体制一覧表に掲げる任務とする。

（3） グループホームひだまり及び受け入れ先避難場所を自衛水防組織の活動拠点とし、各チームのチームリーダーを自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1） 自衛水防組織の装備品は、別表1「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2） 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が事務室・物品庫に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第6条 自衛水防組織の各チームは、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織装備品リスト」

担当名	備蓄品目
総括・情報チーム	名簿（従業員、入所者様等）
	緊急連絡先名簿（入所者様用、施設用、関係機関用）
	照明器具（懐中電灯等）
	情報収集及び伝達機器（ラジオ、携帯電話等）
避難準備チーム	名簿（従業員、入居者様等）
	緊急連絡先名簿（入居者様用、施設用、関係機関用）
	飲料水（一人一日あたり2リットル）
	非常用食料（缶詰、乾パン等）
	懐中電灯、乾電池、ろうそく、マッチ
	携帯用ラジオ、乾電池
	雨具等
避難誘導チーム	名簿（従業員、入所者様等）
	緊急連絡先名簿（入所者様用、施設用、関係機関用）
	各入所者様名札等（目印になるもの）
	誘導の標識（案内旗等）
	情報収集及び伝達機器（携帯電話等）
	懐中電灯
	携帯用拡声器
	誘導用ライフジャケット
	蛍光塗料等
応急救護チーム	応急手当セット（三角布、包帯、医薬品、ばんそうこう、血圧計、体温計、ガーゼ、はさみ等）
	簡易ベット
	簡易トイレ
	タオル、毛布等
	リハビリパンツ等衛生用品

◎避難場所への連絡（受け入れ要請）は出来る限り早くしておく。

第一避難場所 元気の泉

第二避難場所 久慈東高等学校

第三避難場所 天神堂公民館

第四避難場所 寺里公民館

《元気の泉、久慈東高等学校まで避難することが危険だと判断した場合は天神堂公民館、寺里公民館に緊急的に避難する。》

《避難場所は状況により判断し、宿泊を余儀なくされる場合はご利用者様の安全、体調管理を第一として選定する》

※A,B,D:車両準備

○避難の流れ

○見守りの留意事項
不安や混乱を避けるためできるだけ顔が見えるところで見守る。
急な動きを想定し(車いすからの立ち上がり等)安全に気をつける
安心してできる言葉かけを忘れない
スタッフ同士声をかけ合い、所在と行動を確認し合う

車而準備、玄閑へ声掛けし移動見守り、乗車、運転
車而準備、車椅子移乗後、移動、乗車、戸締り、運転
車椅子移乗後、移動、乗車
車而準備、乗車と乗車後見守り、運転

避難完了時間38分

職員配置(日中 4名)
対象者(9名)・歩行状態(自立歩行2名、手引き歩行3名、車椅子介助4名)
使用車両(職員自家用車3台)……デイスバスで車両使用の場合

※ 資料同冊中 ※

○磁鐵の流れ

県モバイルメール確認、水位情報(生出町)氾濫注意水位2.3m超過により、AがBに避難することを伝え、Cに非常参集の連絡。Bはタイヤ面への準備

離床(車椅子移乗も含む)・避難準備 10分

車椅子等への移乗

乘車

避難所へ移動

情報伝達・車両準備・施設内見守り

施設外見守り

職員Aの動き
職員Bの動き
職員Cの動き

○見守りの留意事項

不安や混乱を避けるためにできるだけ顔が見えるところで見守る。
急な動きを想定し、車いすからの立ち上がり等）安全に気を付ける
安心できる言葉かけを忘れない
スタッフ同士声をかけ合い、所在と行動を確認し合う
（両方の車面見守り）

避難(グループホームひだまり～元気の泉)

避難完了時間50分

(はん濫注意水位を超えてから避難完了まで)

職員配置(夜間 2名+非常參集1名)

対象者(9名)・歩行状態(自立歩行2名、手引き歩行3名、車椅子介助4名)

使用車両(職員自家用車1台、ディスプレイスの車両)

5. 【事例2】岡山県備前市

盲養護老人ホーム・特別養護老人ホーム備前多聞荘（岡山県備前市）

□施設の概要

○建 物：2階建て

○入所者数：60名

歩行状態 自立歩行10名、車椅子（介護）41名、
寝たきり（ストレッチャー）9名
〔1階が盲養護老人ホーム（34名）
2階が特別養護老人ホーム（26名）〕

○職 員 数：34名

※平成29年8月時点



□施設周辺の災害リスク

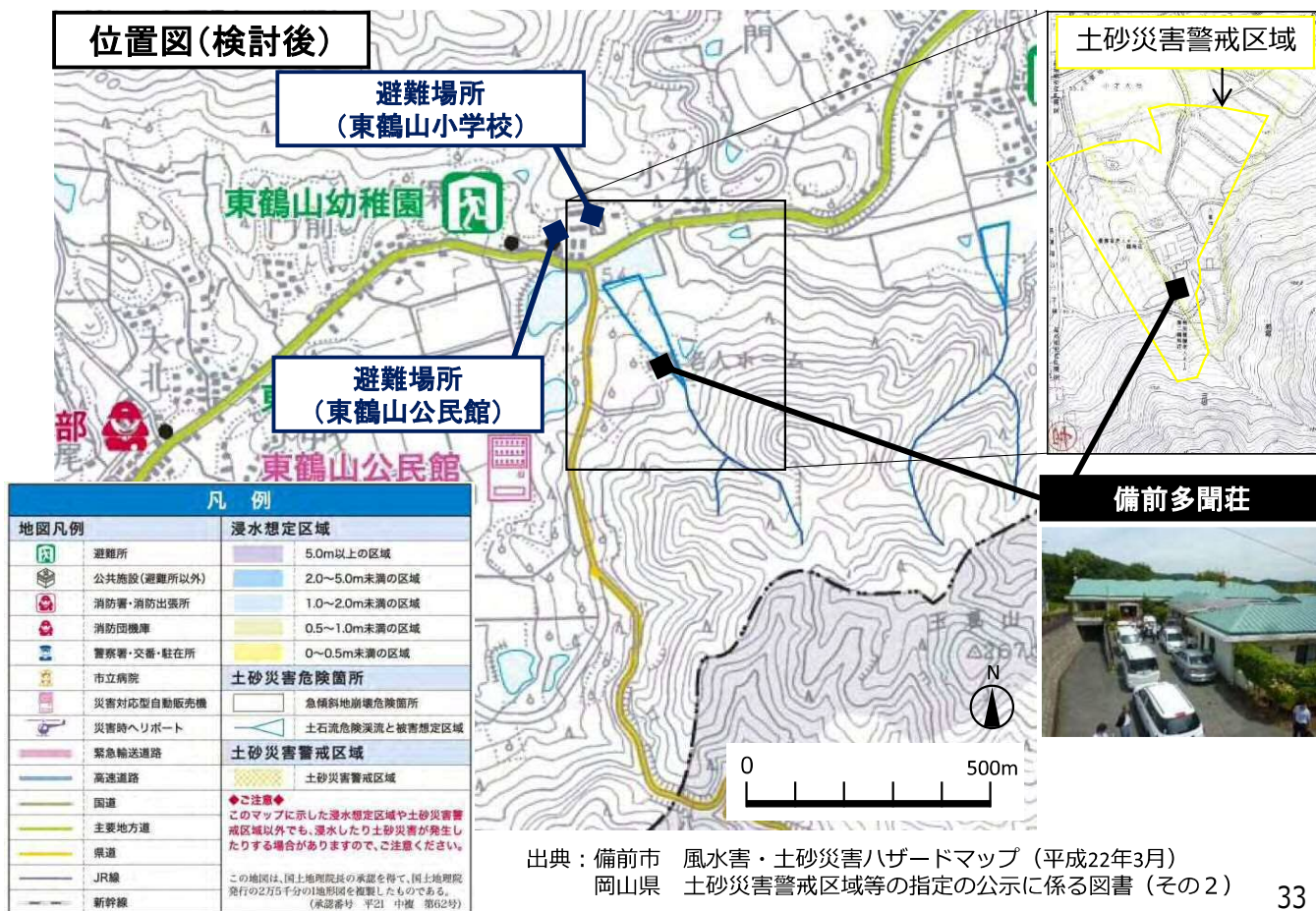
- 当該施設周辺の土砂災害警戒区域・ハザードマップが公表されており、当該施設は土砂災害警戒区域内に立地している（土砂災害特別警戒区域は今後調査を実施する予定）。
- 避難経路が1通りしかなく、立退き避難を行うにあたっては土砂災害等の発生のおそれのある山沿いの道路を通行しなければならない。

□従前の検討状況

- 当該施設は従前から土砂災害からの避難を含む非常災害対策計画（土砂災害対応マニュアル）を作成していた（※当該施設は土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成が義務付けられた施設ではない）。
- 上記の計画では、組織図、情報伝達系統図、避難場所、屋内安全確保経路図、避難訓練について記載されていた一方、入所者の症状を考慮した避難方法の整理、避難誘導を行う職員の配置や役割分担、避難にかかる時間、避難開始の判断基準（行政からの情報の活用方法）等については、改善の余地があった。

施設の「土砂災害対応マニュアル」

位置図（検討後）



出典：備前市 風水害・土砂災害ハザードマップ（平成22年3月）
岡山県 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）

5. 【事例2】岡山県備前市

Point 1 施設の災害リスクを把握し、避難方法を検討する

ハザードマップ等から避難場所や避難手段等を検討する

【避難場所・避難方法・避難経路の確認】

●避難場所について

- ✓ ハザードマップを確認し、施設周辺における土砂災害に対応した避難場所を確認した（※避難場所は災害種別毎に指定されていることに留意）。
- ✓ 上記に該当する避難場所として、避難場所①「東鶴山小学校」、避難場所②「東鶴山公民館」を選定した。
- ✓ 避難場所③「東鶴山幼稚園」は大人用トイレが少ない等の理由から除外した。

●避難手段について

- ✓ 入所者の症状から、避難場所①②まで徒歩で移動することは不可能であるため、自動車で避難する。

●避難経路について

- ✓ 施設から避難場所までの経路は1通りしかない。



【検討結果】

- 避難場所は東鶴山小学校、東鶴山公民館とし、避難した際の地域住民の利用状況等で決定する。
- 入所者の症状から、徒歩での避難は不可能であるため自動車で避難する。
- 避難経路は1通りしかなく、代替ルートはない。

5. 【事例2】岡山県備前市

Point 1 施設の災害リスクを把握し、避難方法を検討する

施設周辺と避難経路の災害リスクを考慮する

土砂災害警戒区域内に立地する施設の避難行動としては、**立退き避難が原則**です。そのため、立退き避難時の施設周辺や避難経路上のリスクについて検討を行いました。

【立退き避難に伴う災害リスクを検討】



- ✓ 最寄りの指定緊急避難場所までの距離は約600m程度と、**比較的近距离にある。**
- ✓ 施設から避難場所までの避難経路は**1通りしかない。**
- ✓ 地形から施設周辺は土砂災害の発生のおそれがあると考えられるため、施設から県道222号までの山裾沿いの道路を**大雨時に通行することは危険である。**
- ✓ 避難経路には急な登り坂と下り坂がある。**過去の降雨時に山からの谷水が道路に流れて、自動車が道路を登ることができなかったことがある。**

避難行動は基本的には、**立退き避難が原則**とされております。しかしながら、当該施設においては上記の通り、**移動に伴うリスクが一定程度存在することが確認されたことから、並行して屋内安全確保を図った場合における災害リスクについても県の砂防担当部局や専門家（砂防・防災分野）の助言の下で検討を行い、立退き避難に伴うリスクと比較考慮の上、最もリスクの低いと考えられる避難行動を検討することとしました。**

【上記と並行して屋内安全確保に伴う災害リスクを検討】



- ✓ 当該施設は**土砂災害警戒区域内に立地**していることから、**土砂災害発生の危険性**がある。
- ✓ 施設の構造は鉄筋コンクリートで強固であり、土砂災害が発生した場合に、施設内において比較的リスクが低いと考えられる場所（スペースが確保でき、斜面から遠い場所）は2か所ある。
 - ① 屋内安全確保を行う場所①の2階食堂は、**地盤から高さがあり、斜面から離れているため、**土石流の被害に遭う危険性は低い。
 - ② 屋内安全確保を行う場所②の1階食堂は、**斜面から最も離れており、高さは低い**が①の建物の下流に位置しているため、土石流の被害に遭う危険性は低い。ただし、西側の小さい谷からの泥水流入の可能性はあるため、椅子や机の上に入所者を移動させる等で対応する。
(※県の砂防担当部局・専門家の助言の下で検討した結果)

- **立退き避難は、避難経路の代替ルートがなく、土砂災害発生の恐れのある中での避難には一定程度のリスクがある。**
- **屋内安全確保はリスクがある避難行動ではあるものの、県の砂防担当部局や専門家（砂防・防災分野）の助言を踏まえ、当該施設の構造は鉄筋コンクリートで強固であり、土砂浸入が想定されない避難スペースが確保できると考えられることから、立退き避難と屋内安全確保それぞれの避難行動について、避難方法や避難にかかる時間等の検討を行い、災害リスクを比較考慮の上、総合的に判断し、最も人的被害リスクが低いと考えられる避難行動を検討する（次頁以降）。**

5. 【事例2】岡山県備前市

Point 2 避難にかかる時間の算出

立退き避難と屋内安全確保にかかる時間の算出

入所者の歩行状態等の症状や施設の設備を整理する

【入所者の歩行状態】

- ✓ 入所者60名（自立歩行10名、車椅子41名、寝たきり9名）
- ✓ 2階（特養）26名（自立歩行1名、車椅子23名、寝たきり2名）
- ✓ 1階（盲養護）34名（自立歩行9名、車椅子18名、寝たきり7名）

【施設の設備】

- ✓ 2階から1階への移動は、エレベーター1機を使用。
- ✓ 寝たきりの入所者9名には、ストレッチャー2台を使用。
- ✓ ストレッチャーごと乗車可能な自動車（以下、リフト車とする）は1台、その他の自動車は3台使用。

【支援者数】

- ✓ 全職員は34名。日中は、13名、夜勤は4名が常駐。
- ✓ 夜間の場合、招集時間40分で、6名の追加招集が可能。



エレベーター1機は、ストレッチャー1台、車椅子最大4台まで積載可能

【避難計画表の作成①（立退き避難）】P37参照

- ✓ 避難にかかる時間は日中で約82分（夜間はさらに時間が延びることが想定される）。
- ✓ 避難にかかる時間は、リフト車で移動する9名全員で約82分で、残り53名全員で約77分で避難完了する。
- ✓ リフト車が1台しかなく、リフト車でしか移動できない入所者（寝たきり、ストレッチャー使用）が9名いるため、避難場所と施設を何度も往復しなければいけない。
- ✓ 避難にかかる時間は職員の数を増やしても大幅に短縮することは困難で、リフト車の台数が大きく関係している。

【避難計画表の作成②（屋内安全確保）】P38参照

- ✓ 避難にかかる時間は夜間であっても約54分であった（日中は約30分）。
- ✓ 屋内安全確保を行う場所は、施設の管理体制や移動時間等を考慮して、1階の利用者は1階食堂、2階の利用者は2階食堂の2か所としている。
- ✓ 参集するまでの40分間は4名で対応し、その後10名体制で避難することを想定して避難にかかる時間を算出した。



【検討結果】

- 前頁で示す通り、災害リスクを比較考慮の上、最も人的被害リスクが低いと考えられる避難行動を検討する。
- 大雨等で立退き避難が必要な際に、災害リスクがある避難経路を、リフト車を含む4台の自動車が約82分間絶え間なく往復することは人的被害のリスクの高い避難行動であると考えられる。
- 屋内安全確保は、避難に時間のかかる夜間であっても約54分で避難が完了（日中は約30分で完了）することから、県の砂防担当部局や専門家（砂防及び防災分野）の助言も踏まえ、より災害リスクが低いと考えられる屋内安全確保を基本とした非常災害対策計画を作成することとした。
- 屋内安全確保を基本とするため、今後は備蓄食料を増やしたり、普段の食料を1日分余分に備蓄して災害時に備えるなどの対策が必要という有識者からの意見もあった。

屋内安全確保について

土砂災害からの避難については、土砂災害警戒区域外への立退き避難を行うことを原則としています。当施設については、行政の砂防担当部局・専門家等が施設の構造や立地等を確認・助言することで、屋内安全確保を基本とした非常災害対策計画としていますが、全ての施設で屋内安全確保が有効というわけではありません。

施設管理者は、施設の構造、立地、利用者の要介護度や病状等を踏まえて、避難行動を検討することが重要です。施設の災害リスクや構造、立地について行政の砂防担当部局等に助言を貰うことを推奨します。

5. 【事例2】岡山県備前市

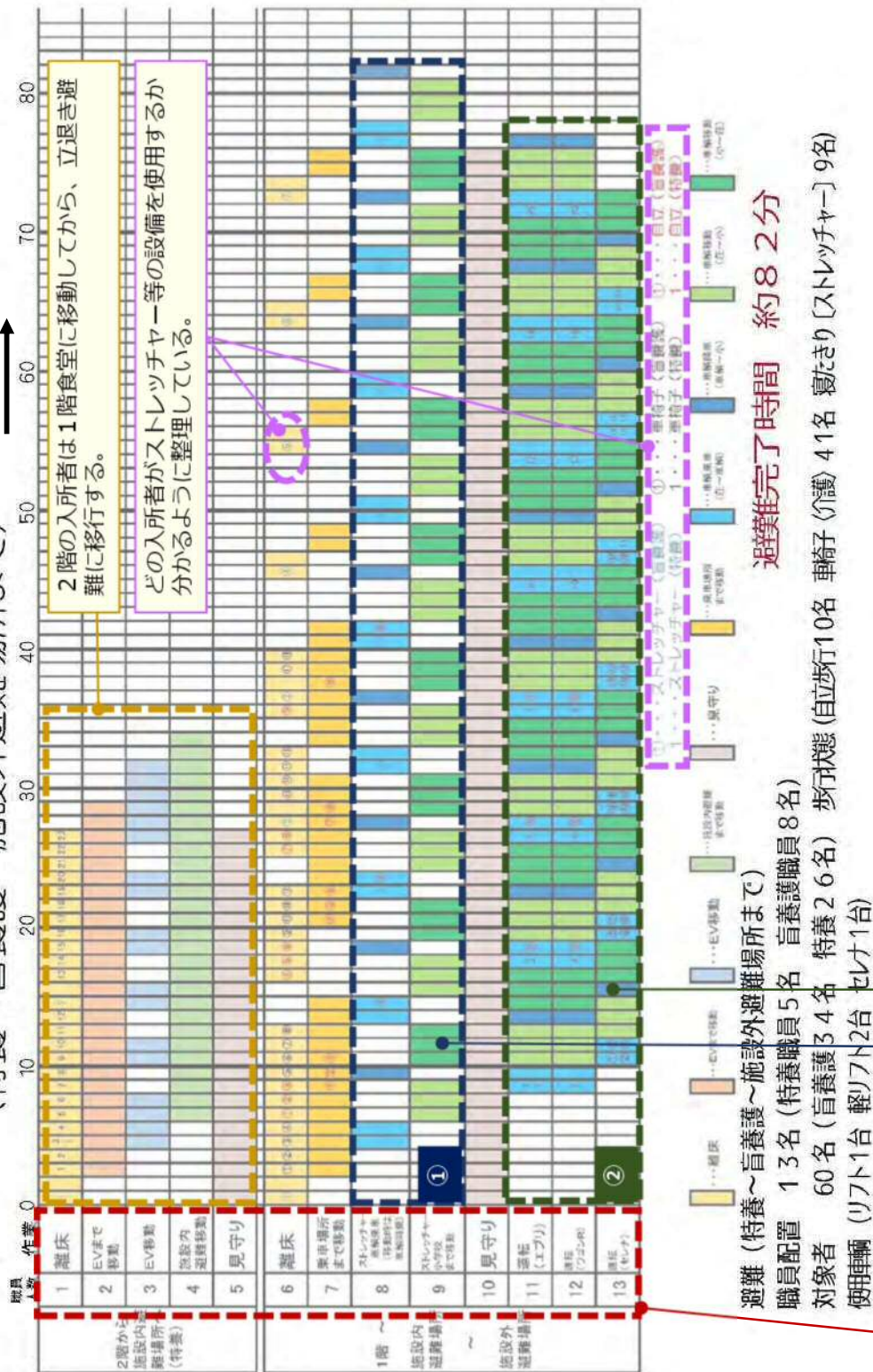
Point 2 避難にかかる時間の算出

【避難計画表の作成①（立退き避難）】

避難開始から避難完了までのタイムスケジュール
(特養～盲養護～施設外避難場所まで)

〈立退き避難・日中の場合〉
所要時間：約82分

時間(分)



職員の役割(作業)を
明記し、時系列で整理

リフト車(ストレッチャーごと乗車可能)が1台しかないため、①リフト車で避難する入所者と②リフト車以外の自動車で避難する入所者を分けて検討している。
①リフト車で避難する入所者は9名で約82分かかる。
②リフト車以外の自動車で避難する入所者は51名で約77分かかる。

夜間の立退き避難は危険であるため、検討しない。

5. 【事例2】岡山県備前市

Point 2 避難にかかる時間の算出

【避難計画表の作成②（屋内安全確保）】

屋内安全確保を行う場所は1階食堂と2階食堂とする。

①避難開始～40分までは1階、2階ともに移動（離床～移動まで）と見守りをそれぞれ1名、合計4名で行う。

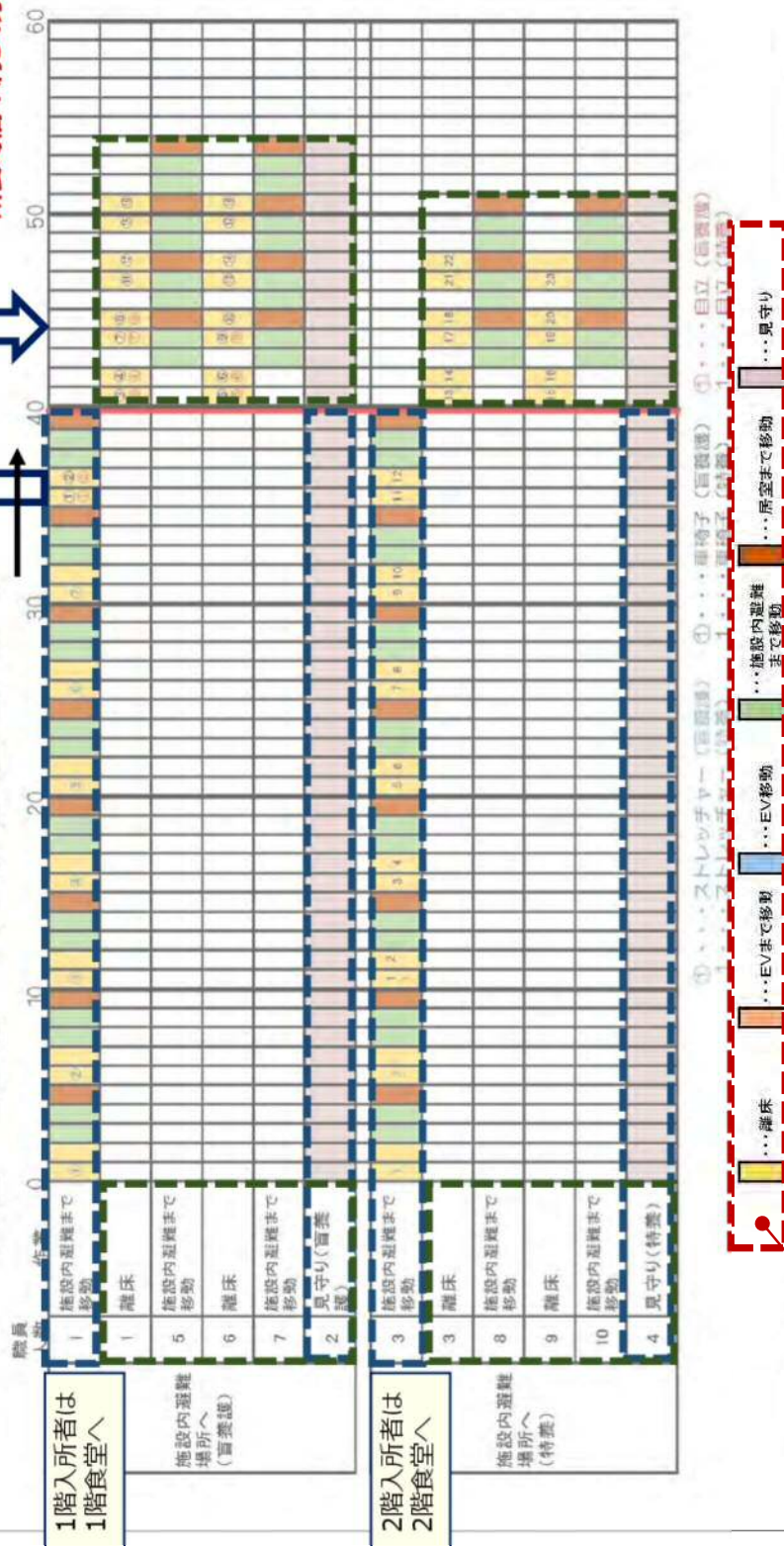
②40分以降は、6名参集し、合計10名で対応する。

避難開始から避難完了までのタイムスケジュール

（特養・盲養護～施設内避難場所まで）

40分後に4人体制から10人体制に移行

〈屋内安全確保・夜間の場合〉
所要時間：約54分



避難完了時間 約54分

避難（特養・盲養護～施設内避難場所まで）

職員配置 10名（開始時は夜間最低人数4名を想定40分後より10名を想定【特養職員5名 盲養護職員5名】）
対象者 60名（盲養護34名 特養26名）歩行状態（自立歩行10名 車椅子介護41名 寝たきり【ストレッチャー】9名）

作業を色分けすることで、作業ごとにかかる時間を整理している。作業ごとにかかる時間を計上し、避難にかかる時間を算出する。作業ごとにかかる時間は実測や過去の訓練の結果で記載する。分らない作業については仮の値で算出し、次の訓練等の結果で更新する

※避難にかかる時間は昼夜で時間が異なるため、本施設では時間がかかる夜間の避難にかかる時間を目安に基準を設定する。
事例では夜間の場合を記載しているが、昼間の場合も算出しており、避難にかかる時間は約30分であった。

盲養護老人ホーム備前多聞荘、特別養護老人ホーム備前多聞荘

土砂災害対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、盲養護老人ホーム備前多聞荘、特別養護老人ホーム備前多聞荘の近隣で土砂災害の発生又は発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から人命を確保するとともに、被害の軽減に資することを目的とする。

2 マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、盲養護老人ホーム備前多聞荘、特別養護老人ホーム備前多聞荘に勤務する職員及び居住又は出入りする全ての者（以下「利用者等」という。）に適用する。

3 施設管理者の責務

施設長は、盲養護老人ホーム備前多聞荘、特別養護老人ホーム備前多聞荘における土砂災害による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、本マニュアルに基づき職員を指揮し、利用者等の人命の保全を確保する。

また、岡山地方気象台や岡山県、備前市が発する気象警報などの警戒・避難に関する情報を早期に入手し、円滑な避難等図ることに努める。

4 施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮のもと利用者等の人命の保全を確保するため、本マニュアルに基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

5 利用者等の責務

利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、土砂災害から身を守るために避難誘導等に従うものとする。

6 組織と任務

(1) 各班の任務

①指揮班

施設長の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。

②情報伝達班

岡山地方気象台や岡山県、備前市から発せられる気象警報、土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、勧告、指示（緊急）などの情報を確実に入手し、指揮班に伝達する。また、情報収集班等が入手した情報（がけ崩れの前兆現象や被災した際の被害状況など）を適宜、市役所・消防署へ通報する。

③避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始、土砂災害警戒情報及び避難勧告等が発令され

た場合やがけ崩れの前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

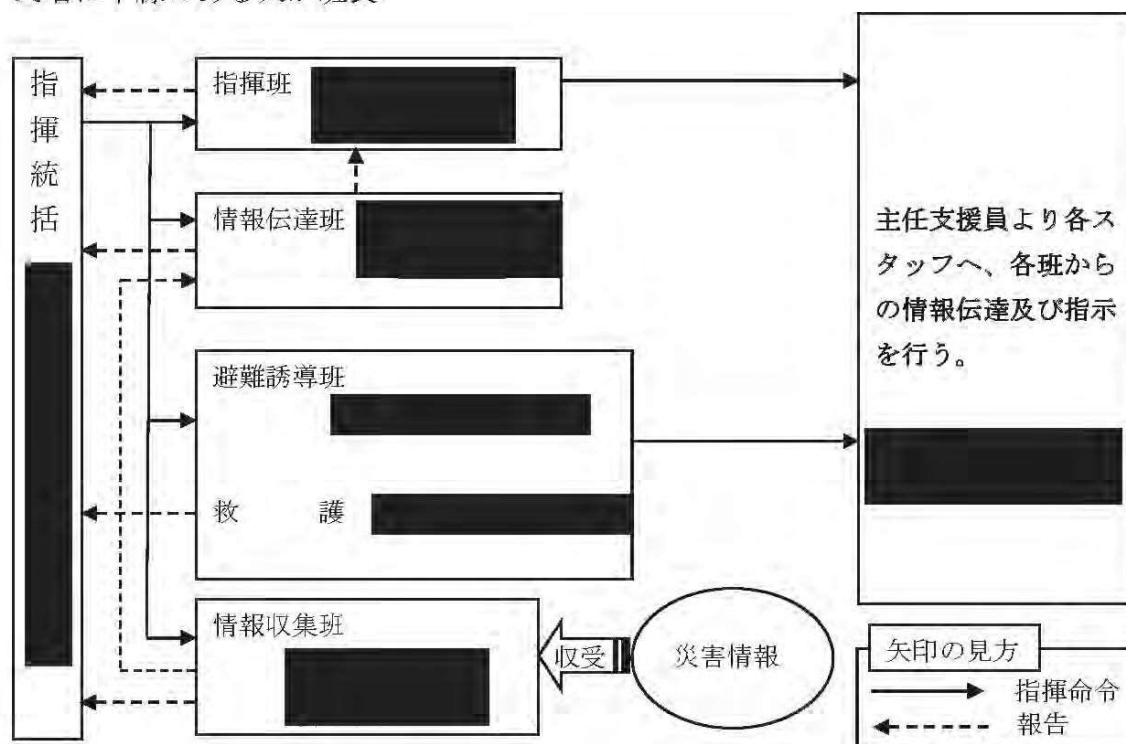
④情報収集班

テレビ・ラジオ・インターネットなどを活用した情報収集、がけ崩れの前兆現象の把握及び被害情報等を収集し、指揮班及び情報受伝達班へ必要事項を報告する。

(2) 組織図

<昼間体制>

氏名に下線のある人が班長

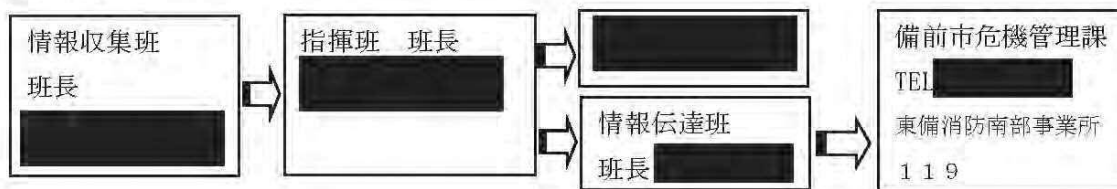


7 情報伝達系統図 (: 情報の流れ)

(1) 備前市等からの情報（気象情報、土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））



(2) 施設から市役所及び消防へ発信する情報（がけ崩れ前兆現象・被害情報・その他）



※ がけが崩れたり、危険な兆候を察知した場合は119番通報

<通報例>

- ①どこで・・住所：[Redacted] Telは[Redacted]です。
- ②なにが、どうなった・・南側のがけが少しずつ崩れてきました。
- ③今の対応は・・特養の入所者を養護の食堂に避難誘導しています。

(3) 緊急連絡先一覧

名 称	電 話	ファクシミリ等	Eメール
備前市危機管理課	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
備前市健康福祉部 社会福祉課			
東備消防組合			
東備消防組合南部出張所			
備前警察署			
東鶴山分団長			
東鶴山分副団長			

※ 情報伝達系統図及び緊急連絡先一覧を施設内に掲出すること

8 事前対策

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予測される場合は、夜間当直職員の増員を検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

9 避難誘導等

(1) 避難誘導の原則

施設内避難は盲養護老人ホーム備前多聞荘、特別養護老人ホーム備前多聞荘それぞれの食堂へ避難誘導する。

(2) 避難の判断

ア 自主避難の判断

避難で最も重要となるのが、自主避難の判断であり、次に示す土砂災害の前兆現象を確認した際には、役所からの情報を待つことなく、施設長の判断により、直ちに施設内避難を開始する。

なお、原則として施設内避難を行うこととするが、台風の上陸・接近により甚大な災害の発生が前もって予想される等特段の事情がある場合や、施設内避難が困難な場合には、施設長の判断により、施設外避難を行うこととする。

<土砂災害の前兆現象>

- ① がけの表面に水が流れだす。（わき水の増加）
- ② がけから水が噴きだす。（新たなわき水の発生）
- ③ 小石がパラパラと落ちる。
- ④ がけからの水が濁りだす。
- ⑤ がけの樹木が傾く。
- ⑥ 樹木の根が切れる音がする。
- ⑦ 樹木の倒れる音がする。（倒木）
- ⑧ がけに割れ目が見える。
- ⑨ 斜面がふくらみだす。
- ⑩ 地鳴りがする。

※ 前兆現象を確認するために、がけに近づくことは危険であるので、施設内から確認できる範囲で把握すること。

イ 備前市等からの情報に基づく判断

- | | | |
|-----------------|---|--|
| ① 大雨警報（土砂災害） | ： | 避難を行うための準備を開始 |
| ② 避難準備・高齢者等避難開始 | ： | 避難開始 |
| ③ 土砂災害警戒情報 | } | 土砂災害の発生のおそれが高まっているため、 <u>至急避難を開始する</u> |
| ④ 避難勧告 | | |
| ⑤ 避難指示（緊急） | | |

(3) 避難方法

ア エレベーター（歩行できない入所者を優先）

① ストレッチャー ② 担架 ③ 車いす ④ ベッドごと
イ 階段

① 徒歩（歩行可能者） ② 担架搬送 ③ いす搬送 ④ 背負い搬送

(4) 避難経路の選定

施設内の避難経路は、別図1のとおりとする。（施設内の図面にあらかじめ避難路を記載し、誰もが確認できる場所へ掲出する。）

〔避難経路〕

別紙1

(5) 施設外避難

施設外避難を行う場合は、東鶴山小学校、東鶴山公民館に避難する。移送手段は施設保有の車両、患者搬送車を活用する。

〔避難経路〕

別紙2

(6) 地域との連携

東鶴山消防団との応援協定に基づき、避難誘導の支援を依頼する。

(7) 避難の終了

各避難情報や土砂災害警戒情報が解除され、土砂災害の危険がなくなつたと判断される場合は、避難を終了する。

10 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象、防災気象情報の種類や内容・利活用方法など、警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

(1) 教育内容

ア 土砂災害の危険性

- ① 過去の災害事例
- ② 教訓
- ③ 施設周辺の災害履歴 等

イ 土砂災害の前兆現象

避難誘導等(2)避難の判断ア自主避難の判断に記載されている土砂災害の前兆現象について理解を深める。

ウ 情報受伝達体制

- ① 情報の種別（防災気象情報、避難勧告等の情報）
- ② どこから、どのような情報が、どんな手段で伝達されるのか
（テレビ、ラジオ、インターネット等から情報の入手方法）
- ③ 入手した情報を誰に、どう伝達するのか

エ 避難判断・誘導

- ① 自主避難の判断と重要性（がけ崩れの前兆現象、避難勧告等の情報等）

② 避難場所の選定（安全な避難場所の事前選定の重要性）

③ 誰が誰をどのように誘導又は避難措置するのか

オ マニュアルの周知

① 班体制の確認

② 職員の役割確認

(2) 教育時期

出水期を向かえる時期に防災教育を実施する。

時 期	実 施 予 定 月
入 梅 前	5月中旬
台風発生前	9月初旬

11 訓練

訓練は、防災教育と一連で実施することが望ましいことから、教育時期に合わせて実施する。

(1) 訓練内容

ア 情報受伝達訓練（情報の受け方及び情報の発信方法）

イ 避難判断訓練（特に自主避難についての判断）

ウ 避難誘導訓練（誰が、誰を、どこへ誘導するのか）

エ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、階段避難方法）

(2) 訓練検証

訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本マニュアルの修正に反映させる。

<添付資料>

別図1：施設内避難経路図 別図2：施設周辺状況図

※ 別図1及び別図2を施設内に掲出すること

施設内避難経路図（別紙1）

避難場所までの経路（別紙2）

ハザードマップ（別紙3）

避難確保資器材等一覧（別紙4）

収集する主な情報（別紙5）

避難場所までの時間（参考資料1、2）

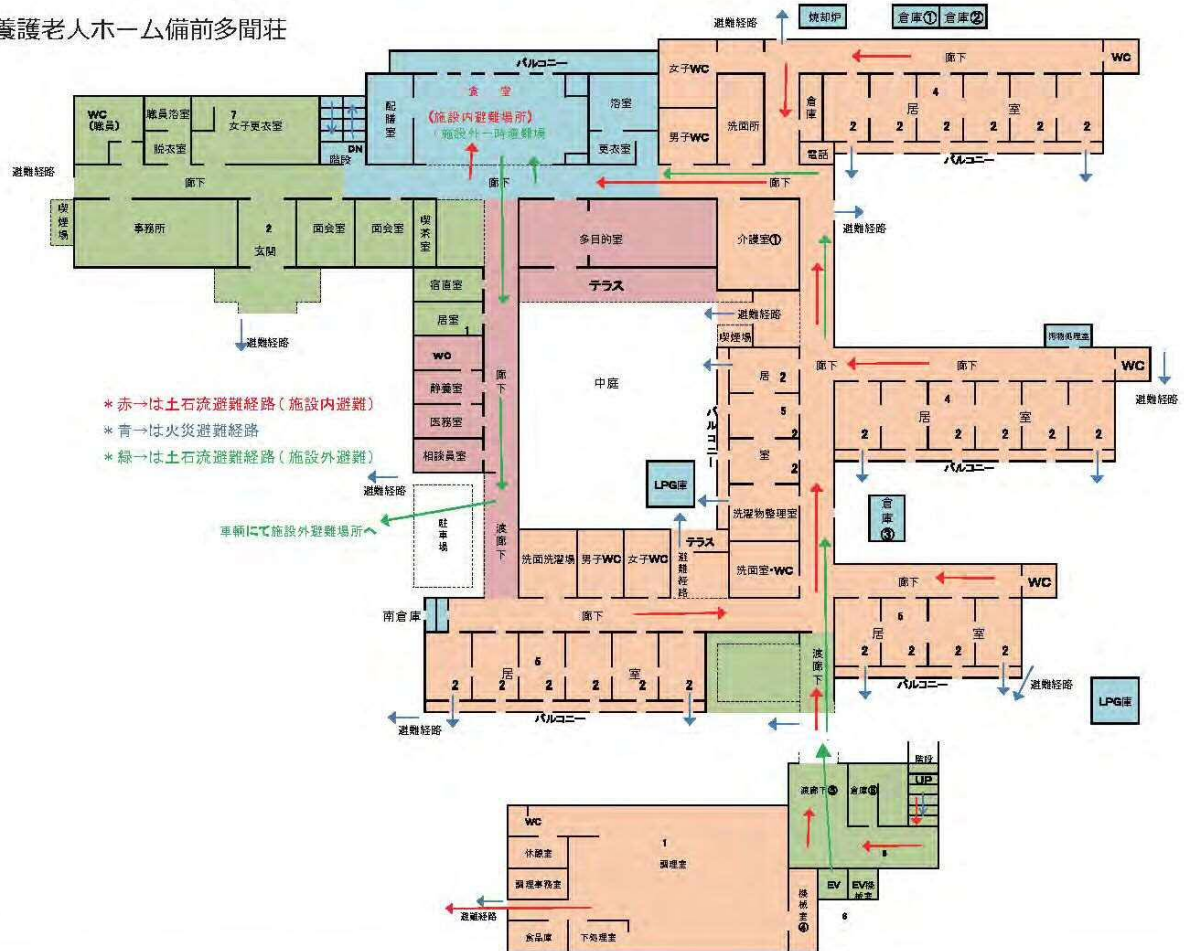
《避難方法について》

- 1、原則として施設内避難とする
- 2、施設内避難は盲養護老人ホーム備前多聞荘、特別養護老人ホーム備前多聞荘ともそれぞれの食堂とする
- 3、それぞれの避難場所が、避難場所として安全確保が困難となった場合
養護はエレベーターを使用して特別養護老人ホーム備前多聞荘の食堂に避難する。
特養はエレベーターを使用して盲養護老人ホーム備前多聞荘の食堂に避難する。

《記載事項について》

- ・防災体制に関する事項（3～8）
- ・避難誘導に関する事項（9）
- ・防災教育及び訓練の実施に関する事項（10～11、別紙4）

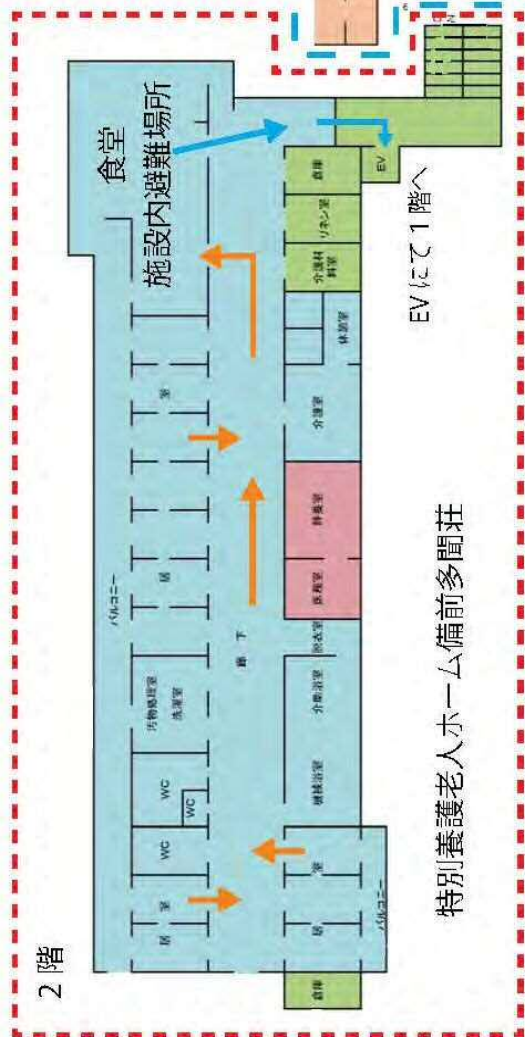
1 階 盲養護老人ホーム備前多聞荘

[illegible]

- * 赤→は土石流避難経路(施設内避難)
- * 青→は火災避難経路
- * 緑→は土石流避難経路(施設外避難)

(別紙2)

避難場所までの経路・避難時間 (特養～施設内避難場所～施設外避難場所)

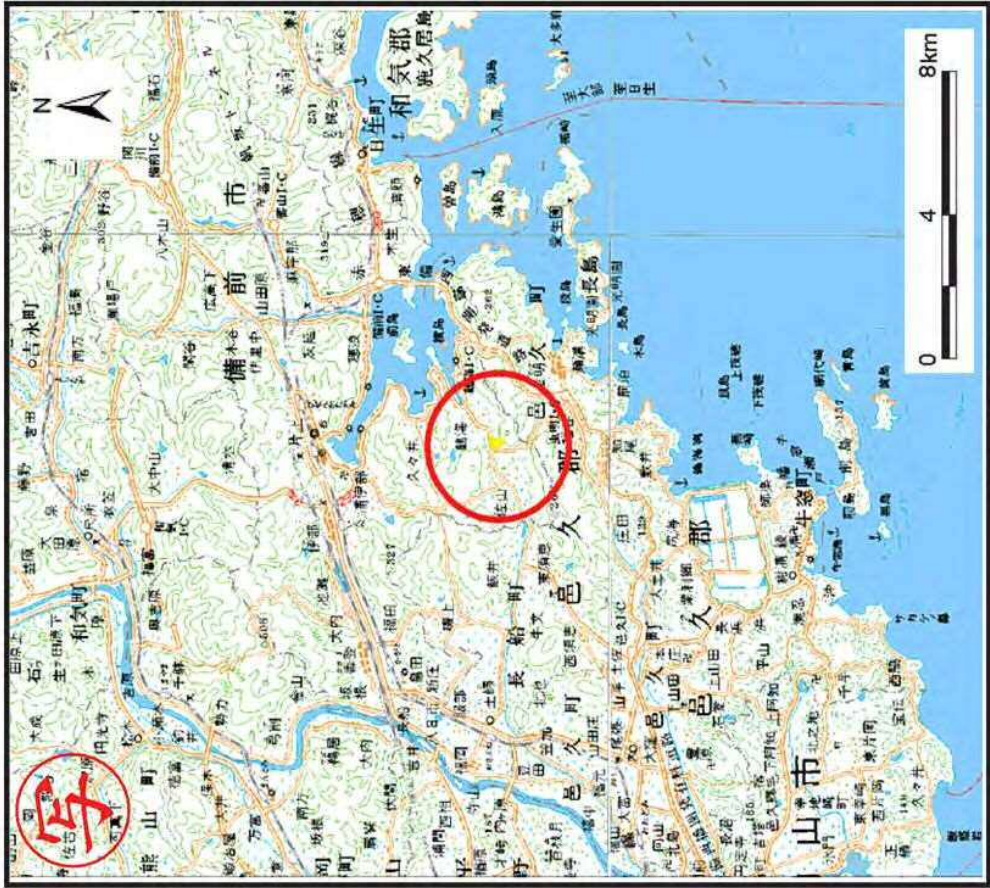


施設内避難経路

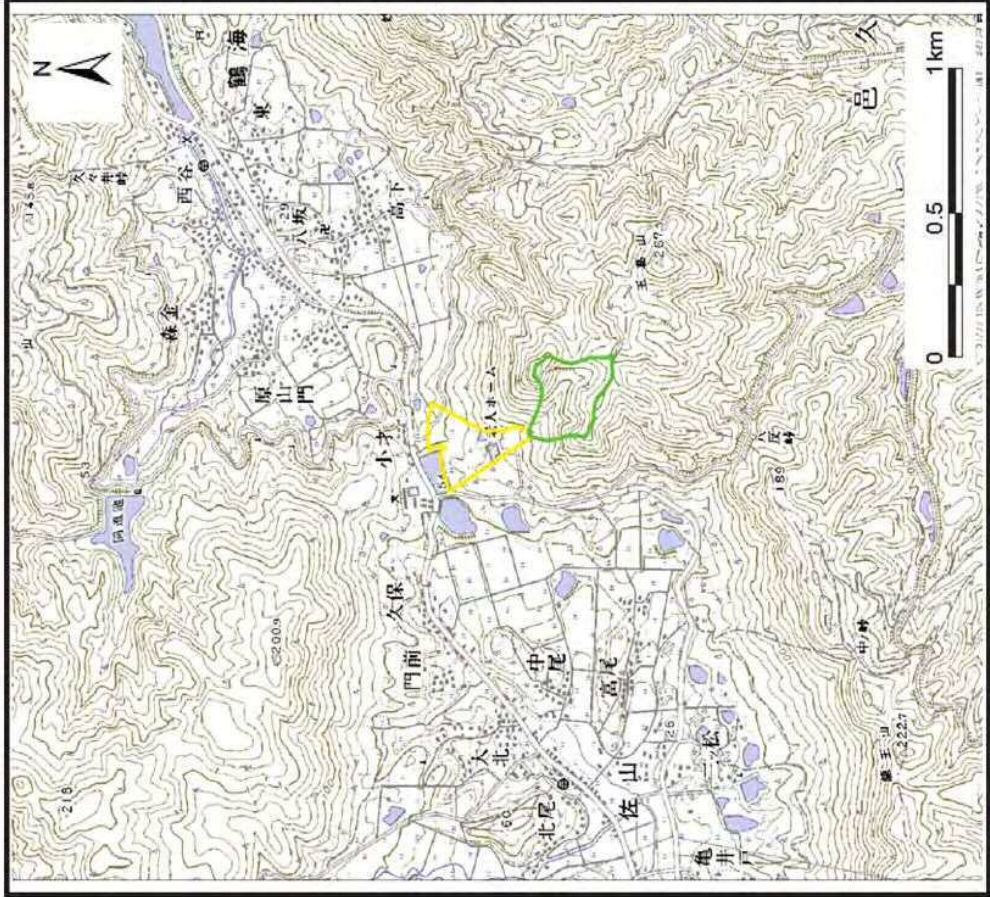


施設外避難経路

（別紙 3）
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)

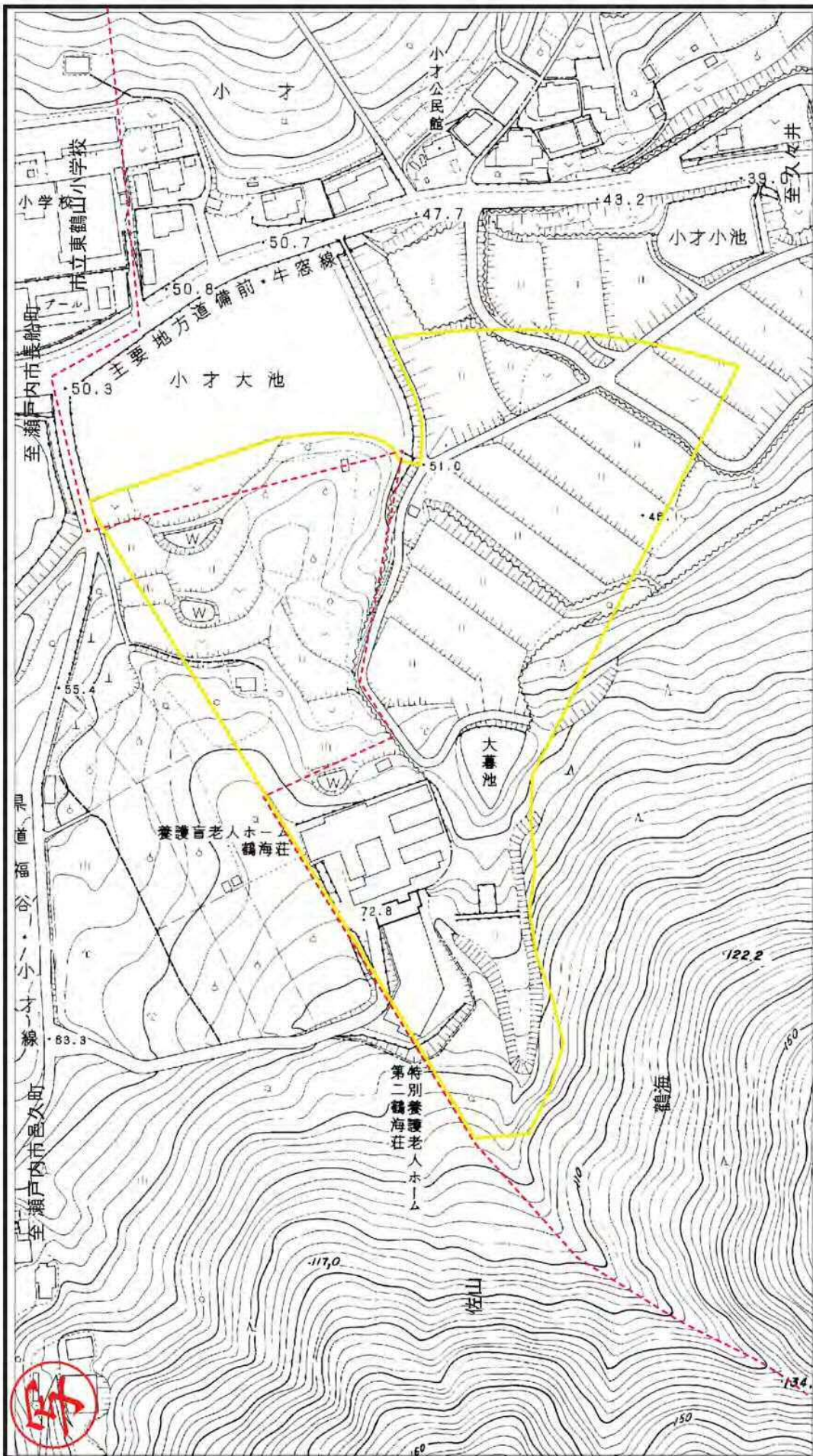


(1/25,000)

様式－1（土） 土砂災害警戒区域 位置図	自然現象の種類	土石流
	箇所番号	211D 鶴海002
	溪流名	小才川
	所在地	備前市鶴海／佐山

この地図は、国土地理院長の承認を得て、国土地理院発行の20万分1地勢図、2万5千分1地形図を複製したものである。（承認番号 平22 中複 第32号）

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その2)



(参考)基礎調査番号: I-12219

土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域(土砂災害警戒区域)		自然現象の種類	土石流	箇所番号	211D鶴海002
		告示番号	岡山県告示第154号	溪流名	小才川
縮尺 1:2,500 北		告示年月日	平成24年2月28日	所在地	備前市鶴海/佐山
様式-2 (土)		土砂災害警戒区域 区域図			

(別紙4)

備前多聞荘 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集班	名簿（職員・入居者等）
情報伝達班	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス 携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー 投光機等
避難誘導班	名簿（職員・入居者等） ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯 拡声器、電池式照明器具、電池、 携帯電話バッテリー 誘導用ライフジャケット 誘導灯、一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

(別紙5)

備前多聞荘 収集する情報について

収集する情報	収集方法
防災気象情報 土砂災害に関する情報	テレビ、ラジオ、防災情報メール、インターネット等 ・「備前市に発表されている気象注意報・警報」 http://www.jma.go.jp/jp/warn/f_3321100.html ・「防災情報（岡山県）」 http://www.jma.go.jp/jma/bosai/okayama.html 「記録的短時間大雨情報」 http://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/340_index.html 「岡山県土砂災害危険度情報」 http://www.d-keikai.bousai.pref.okayama.jp/pc/ 「土砂災害警戒情報」 http://www.d-keikai.bousai.pref.okayama.jp/pc/KikendoToutatsu.aspx?newFlg=1&nowDateTime=201708162300 その他の気象情報（台風情報等） ・岡山地方気象台 http://www.jma-net.go.jp/okayama/ ・おかやま防災ポータル http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、避難所の開設状況	防災行政無線、ファックス、テレビ、ラジオ、インターネット、防災情報メール等 「避難情報（避難勧告等、避難所開設）」 http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/refuge/

別図1

盲養護老人ホーム備前多聞荘

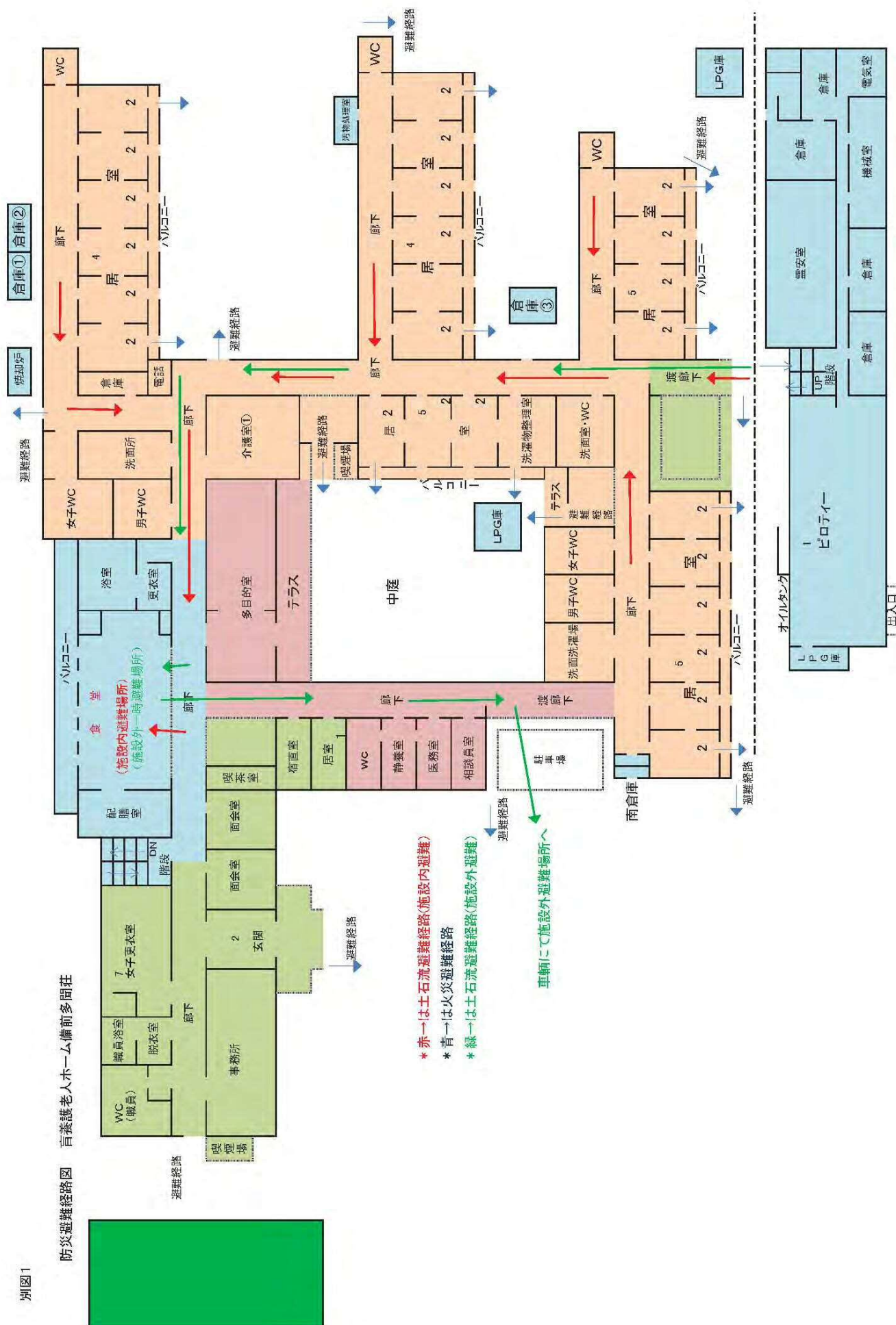
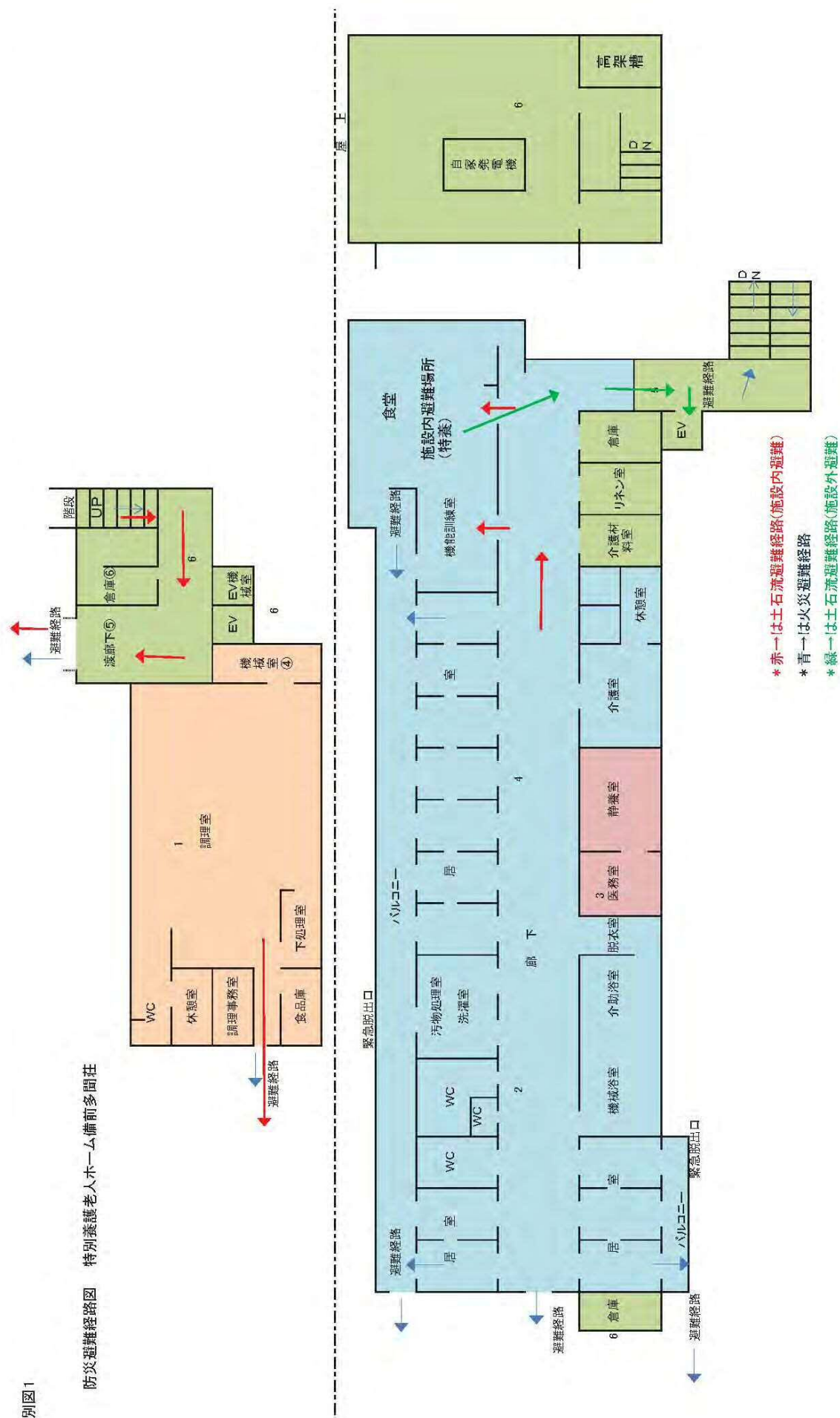


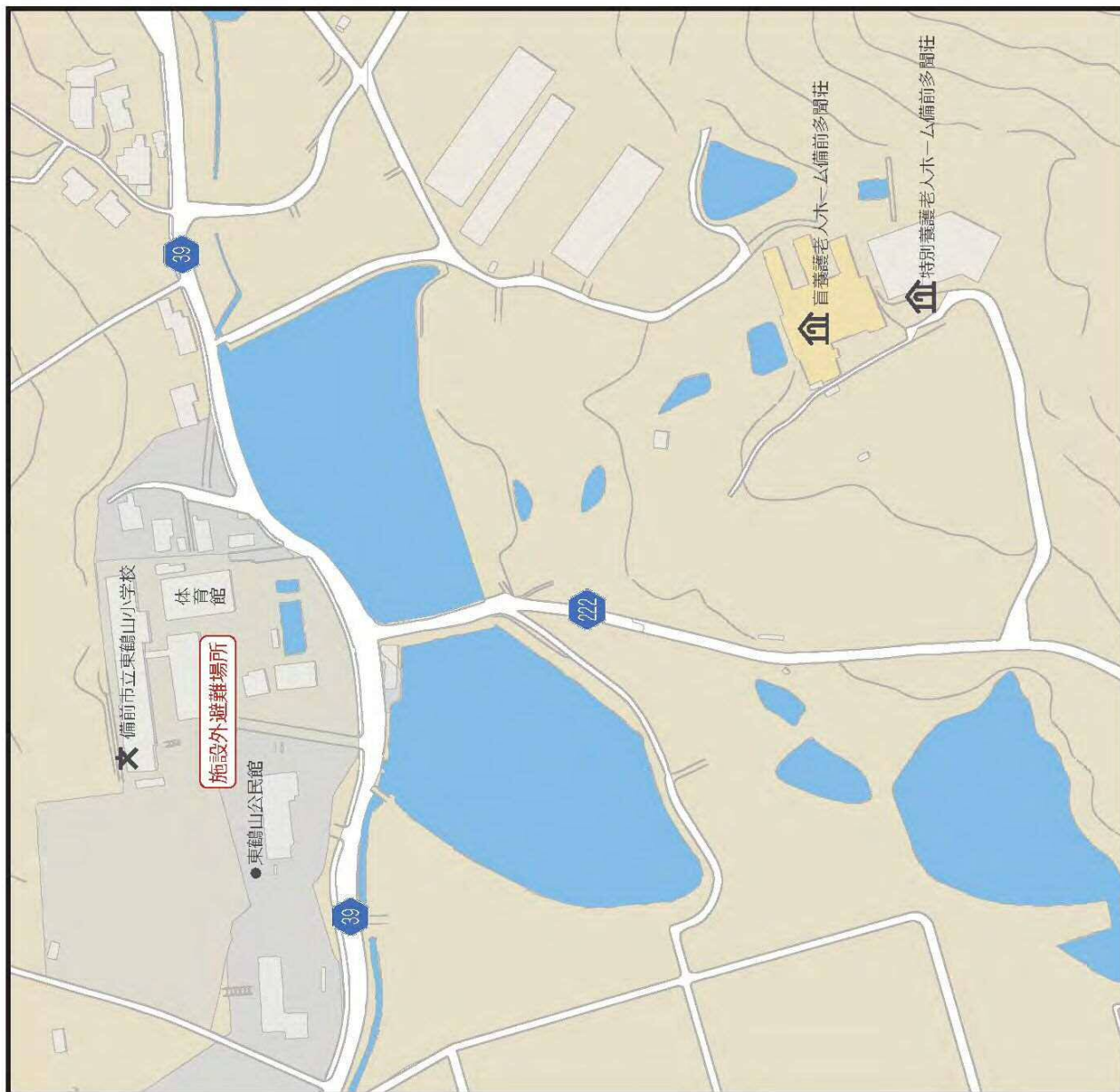
圖 1

防災避難経路図



(別図2)

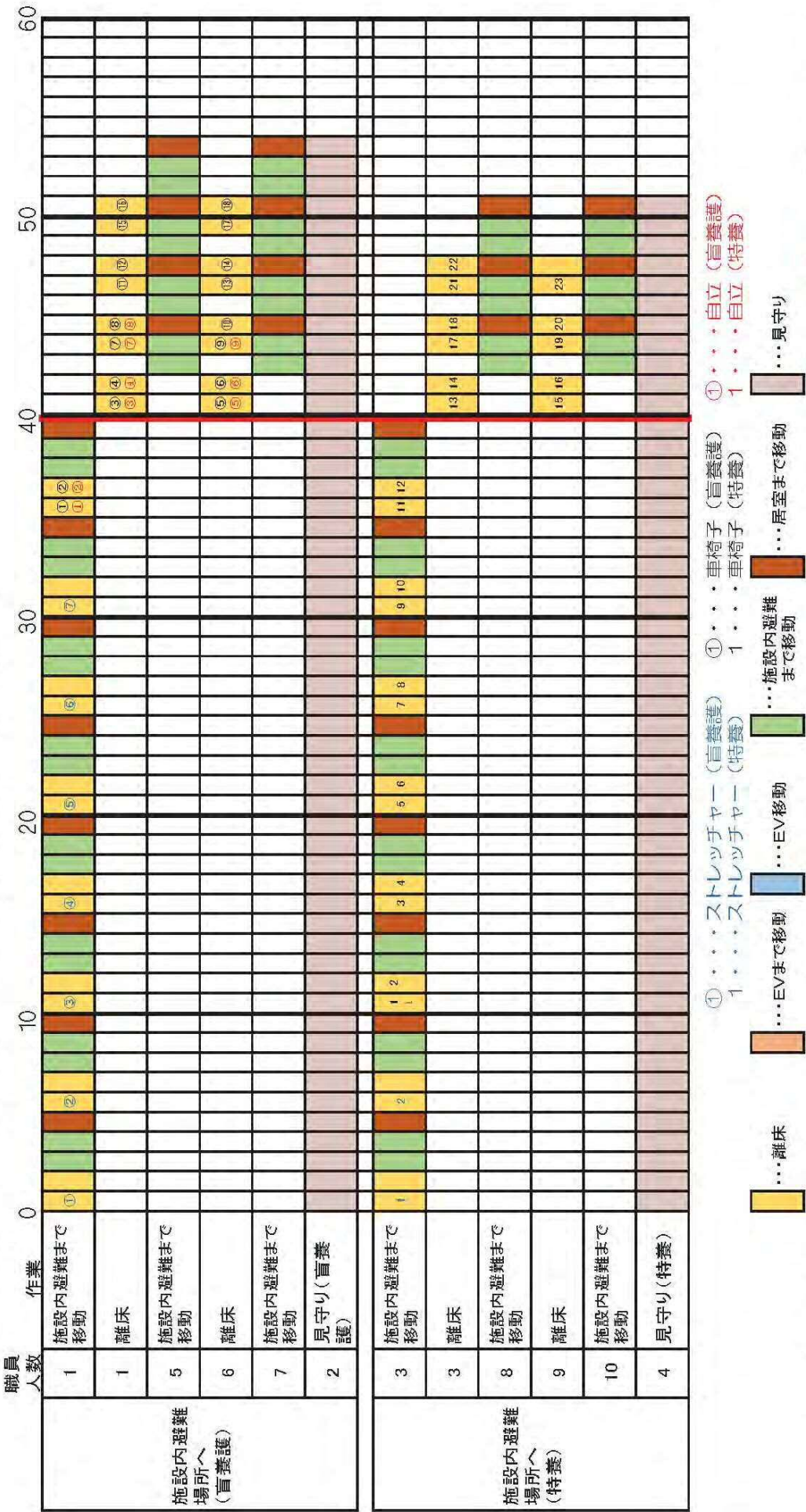
備前多聞荘施設周辺状況図



避難開始から避難完了までのタイムスケジュール

(特養・盲養護 ～ 施設内避難場所まで)

(参考資料1)



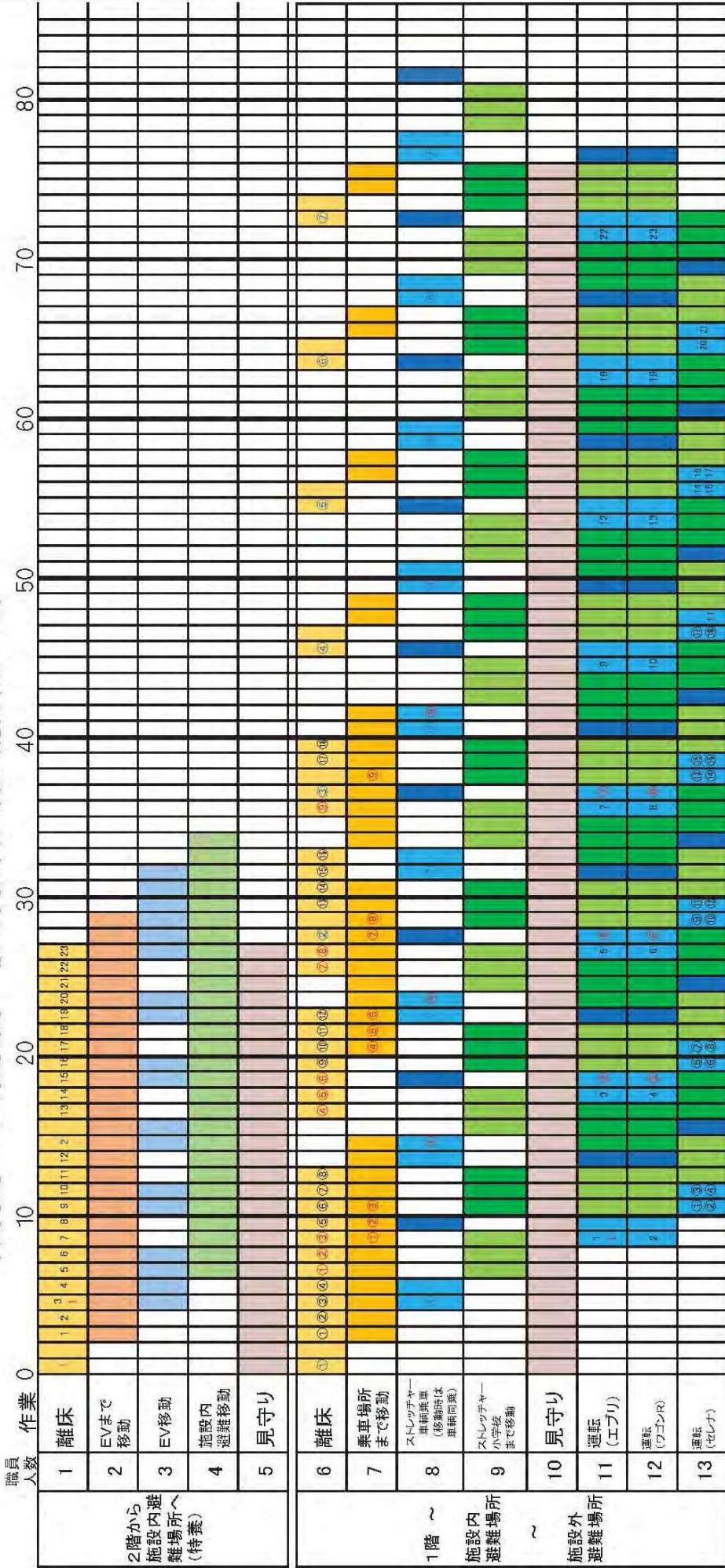
避難(特養・盲養護 ～ 施設内避難場所まで) 避難完了時間 約54分

職員配置 10名(開始時は夜間最低人数4名を想定40分後より10名を想定【特養職員5名 盲養護職員5名】)

対象者 60名(盲養護34名 特養26名) 歩行状態(自立歩行10名 車椅子介護41名 寝たがり[ストレッチャー]9名)

(参考資料2)

避難開始から避難完了までのタイムスケジュール
(特養～盲養護～施設外避難場所まで)



① ストレッチャー(盲養護) ① 車椅子(盲養護) ① 自立(盲養護)
1 ストレッチャー(特養) 1 車椅子(特養) 1 自立(特養)
...見守り ...車輪乗車(車輪同乗) ...車輪移動(車輪同乗) ...車輪移動(車輪同乗)
...施設内避難まで移動 ...EV移動 ...EV移動 ...EV移動
...離床 ...EVまで移動 ...EV移動 ...EV移動

避難(特養～盲養護～施設外避難場所まで)
職員配置 13名(特養職員5名 盲養護職員8名)
対象者 60名(盲養護34名 特養26名) 歩行状態(自立歩行10名 車椅子(介護)41名 寝たきり[ストレッチャー]9名)
使用車輛 (リフト1台 軽リフト2台 セレナ1台)

避難完了時間 約82分

6. (参考1) 地域連携について

施設管理者は、避難を行うにあたり市町村や消防団、地域住民等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫を行うことも重要です。

岩手県久慈市の施設では、密着型サービス事業所の特色を生かして、運営推進会議を開催し、地域一体となって非常災害対策計画を検討しています。

運営推進会議において、地域社会の支援体制の検討

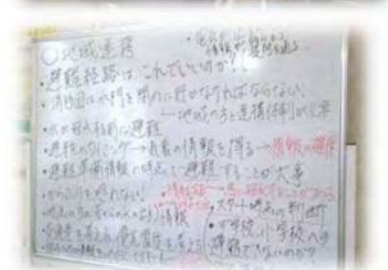
【運営推進会議】

●運営推進委員

- ・町内会長、民生委員、消防団
- ・利用者、家族
- ・行政、警察
- ・理事長、管理者、職員（1名）

●運営推進会議の概要

- ・2か月に1回、運営推進会議を開催し、ひだまり非常災害対策計画等について議論。主な内容は以下の通り。
 - 平成28年台風第10号時の道路状況についての情報の共有。
 - 要配慮者の避難について地域全体での支援体制の重要性。等
- ・上記を踏まえ、必携パンフレット・命を守る3か条を作成。



【必携パンフレット・命を守る3か条の活用】



避難場所、連絡先、設備状況を記載

「避難準備・高齢者等避難開始」発令から避難開始までのフローチャートを記載。管理者が不在の時や夜間に落ち着いて判断できるよう、利用者、家族、スタッフ、経営者が全員で関わり作成、共有

連絡一覧にて、緊急時の連絡先を表示
市役所防災課・病院・消防署
民生委員・町内会長 等

チェック方式の物品リストで確認

防災マップにて避難経路を表示

避難訓練や物品の確認を通年の行事に入れることで防災意識を向上

- 地域社会一体となり運営推進会議の開催や避難訓練を実施することで、地域と施設双方の課題が見つかり、地域全体の課題解決に向けた協力体制を築くことができる。
- 災害時の連携の確認を行うことで双方の防災意識を高めることができる。

※（補足）必携パンフレットについて（岩手県認知症高齢者グループホーム協会）

- ・必携パンフレットは避難準備情報等の名称を避難準備・高齢者等避難開始に変更する前に作成されたものです。
- ・避難経路等の内容は非常災害対策計画の検討前のものです。

7. (参考2) 行政の支援体制について

施設を所管する地方公共団体は、当該施設において要配慮者を確実に避難させられるよう、各施設が非常災害対策計画を提出した際や、その他定期監査時等においてその内容を確認することとされています。点検にあたっては、普段から施設との関わりがある民生主管部局等と、防災分野の専門知識を持つ防災担当部局や、洪水、土砂災害、高潮等の専門知識をもつ土木部局が連携して実施することが重要です。

本事例集に掲載した施設において、非常災害対策計画の作成にあたっては、併せて民生主管部局、防災担当部局、土木部局が連携し、施設の非常災害対策計画を点検する体制についても議論を行いました。

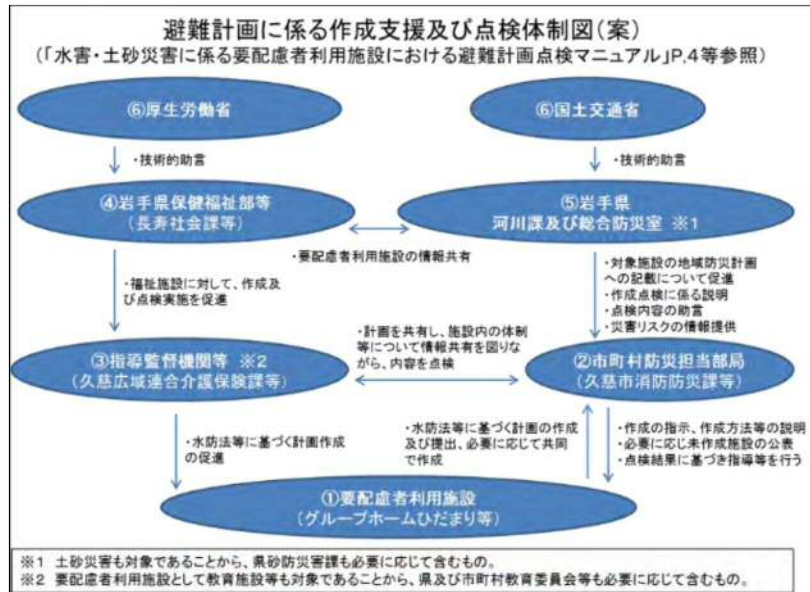
以下では、岩手県における検討結果を紹介します。

施設における非常災害対策計画の点検体制の例

岩手県では施設の非常災害対策計画の作成及び点検時には、各部署が役割分担して対応する。（下記体制図参照）

社会福祉施設の指導検査時の事前提出資料や介護保険事業所等の実地指導時に使用する調書に水害・土砂災害等の自然災害に関する計画の作成や訓練の実施状況の確認欄を追加し、市町村等に対して施設等に計画の作成・訓練の実施を指導・助言をする様に依頼している。

（社会福祉施設は平成29年6月、介護保険事業所等は平成29年4月から確認欄を追加した資料を使用している。）



○岩手県

- ✓ 市町村及び施設の監督権限機関に対し、県関係部署より説明会等の場で、避難計画の作成・点検について促す。
- ✓ 市町村からの相談について技術的な助言等を行う。等

○市町村、広域連合

- ✓ 地域防災計画に水防法等上の要配慮者利用施設を定める。
- ✓ 市町村等は提出された非常災害対策計画を、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を使用して点検する。等

○県・市町村等共通

- ✓ 必要に応じて、施設が行う研修や避難訓練等に協力する。

社会福祉施設指導監査資料(岩手県)抜粋

(4) 各種防災訓練の実施状況 (前年度)

区分	実施回数	実施月	消防署への事前届出	消防署の立会	記録
避難訓練 (火災)	1		有 (国) ・ 無	有 (国) ・ 無	有 ・ 無
避難訓練 (自然災害)	1		有 (国) ・ 無	有 (国) ・ 無	有 ・ 無
救助訓練	1		有 (国) ・ 無	有 (国) ・ 無	有 ・ 無
通報訓練	1		有 (国) ・ 無	有 (国) ・ 無	有 ・ 無
消火訓練	1		有 (国) ・ 無	有 (国) ・ 無	有 ・ 無

(注) 1 総合訓練として実施した場合は、上記の区分に従ってそれぞれ記載すること。
2 夜間又は夜間を想定した訓練を実施した場合は、右 () 書きに再掲すること。

(8) 非常災害対策計画 (老人福祉施設等が定める非常災害に対する具体的な計画) の作成状況

非常災害対策計画が作成されているか	有・無
非常災害対策計画は、火災に対応するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も踏みた災害にも対応できるものであるか (必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。)	有・無
非常災害対策計画は、以下の項目が盛り込まれているか	
老人福祉施設等の立地条件 (地形等)	有・無
災害に関する情報の入手方法 (「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)	有・無
災害時の連絡先及び連絡手段の確認 (自治体、家族、職員等)	有・無
避難を開始する時期、判断基準 (「避難準備情報発令」時等)	有・無
避難場所 (市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等)	有・無
避難経路 (避難場所までのルート (複数)、所要時間等)	有・無
避難方法 (利用者ごとの避難方法 (車いす、徒歩等) 等)	有・無
災害時の人員体制、指揮系統 (災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)	有・無
関係機関との連携体制	
非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか	有・無
職員間での共有の状況 ()	有・無
関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか	有・無
関係機関との共有の状況 ()	有・無
避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか	有・無

【参考】

- 要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）（平成29年6月）国土交通省
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の手引き別冊（作成支援・様式編）国土交通省
- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29年6月）
厚生労働省、国土交通省
(<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>)
- 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（平成29年6月）
国土交通省 (http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html)
- 避難勧告等に関するガイドライン（平成29年1月）内閣府（防災担当）
(http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h28_hinankankoku_guideline/index.html)
- 要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について（依頼）
（平成29年8月）厚生労働省

問合せ先

内閣府（防災担当）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1（中央合同庁舎8号館）
電話：03-5253-2111（調査・企画担当）
<http://www.bousai.go.jp>

